

おだわらの情報公開・個人情報保護制度

令和 7 年度運用状況報告書

 小 田 原 市

目 次

《おだわらの情報公開制度》

1	情報公開制度の内容	1
2	情報公開制度の運用状況	
(1)	公開請求の状況	5
(2)	公開請求に対する処理状況	6
(3)	請求拒否処分に対する審査請求	7
(4)	情報公開審査会の状況	12
(5)	会議の公開状況	13

《おだわらの個人情報保護制度》

1	個人情報保護制度の内容	15
2	個人情報保護制度の運用状況	
(1)	実施機関の個人情報ファイル簿の作成状況	20
(2)	開示、訂正、利用停止等の請求の状況	20
(3)	開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況	22
(4)	請求拒否処分に対する審査請求	24
(5)	個人情報保護審査会の状況	26

《資料》

- 1 情報公開審査会の答申
- 2 個人情報保護審査会の答申
- 3 公文書公開請求・個人情報開示請求の内容及び処理状況(全件)

おだわらの情報公開制度

1 情報公開制度の内容

情報公開制度は、小田原市情報公開条例に基づき実施しています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的（第1条）

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の「知る権利」を尊重して、公文書公開請求の権利や情報公開について必要な事項を定めることにより、市民と情報を共有し、市政への市民参加を促進することで、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政を推進することを目的としています。

(2) 用語の意義（第2条）

ア 実施機関…議会、市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者及び小田原市土地開発公社をいいます。

イ 公文書…職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）で、職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいいます。

(3) 解釈及び運用（第3条）

- ア 市の保有する情報の公開を請求する市民の権利が十分に尊重されるようにします。
- イ 他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をします。
- ウ 市の保有する情報は、公開を原則とし、非公開とすることができる情報は、必要最小限にとどめます。
- エ 市の保有する情報は、積極的に提供するように努めます。
- オ 市民にとってわかりやすく、利用しやすい制度とします。

(4) 実施機関の責務（第4条）

実施機関及びその職員が公文書公開請求に係る事務に従事する場合は、条例の目的に即し、公正かつ誠実にその事務を遂行しなければなりません。

(5) 利用者の責務（第5条）

利用者は、条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、得た情報を適正に使用しなければなりません。

(6) 公文書の公開

ア 請求できる人（第6条）

どなたでも、実施機関に対して、その保有する公文書の公開を請求できます。

イ 公開の義務（第8条）

実施機関は、公文書の公開請求があったとき、次の6項目に該当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、公文書を公開しなければなりません。

- (ア) 個人に関する情報
- (イ) 法人等に関する情報
- (ウ) 市等及び国等の審議等に関する情報
- (エ) 事務事業の執行に関する情報
- (オ) 公共の安全に関する情報
- (カ) 法令秘情報

ウ 部分公開（第9条）

実施機関は、公開請求のあった公文書の一部に非公開情報が記録されている場合で、非公開情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開しなければなりません。

エ 公文書の存否に関する情報（第10条）

公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることが、非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす場合、当該公開請求に対する応答を拒むことがあります。

オ 請求に対する決定等（第11条、第14条）

実施機関は、公開の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に公開又は非公開の決定をし、その旨を書面により通知します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、決定期間を延長することがあります。

なお、公開の決定をしたときは、速やかに公文書の閲覧又は写しの交付により公開します。

カ 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第13条）

公開請求された公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、公開の決定前に第三者に対して意見書提出の機会を付与することがあります。

キ 費用負担（第16条）

公文書の公開に係る手数料は、不要です。

ただし、公文書の写しの交付を受けるときは、作成代（コピー代など）がかかります。

す。白黒コピーの場合は、1面につき10円がかかります。

(7) 情報公開審査会（第17条、第20条、第32条）

実施機関は、請求に対する決定に対して審査請求があった場合は、学識経験者で構成される小田原市情報公開審査会（以下、「審査会」という。）に諮問し、その答申を最大限に尊重して決定をします。

また、審査会は、審査請求に係る事件に関して、必要な調査などを行うことができます。

なお、審査会の委員には、在任中、退任後を問わず、守秘義務が課されています。違反すると、この条例の規定にのっとり罰せられます。

(8) 会議の公開（第24条）

実施機関が行う審議会などは、次の3項目に該当する場合を除き公開することになっています。

ア 他の法令などに特別の定めがあるとき。

イ 非公開情報について審議、審査、調査などをするとき。

ウ 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会などが全部又は一部を公開しないとしたとき。

(9) 情報公開の総合的な推進（第25条、第26条、第27条）

実施機関は、公開請求者が容易に請求できるよう、公文書の特定に役に立つ情報の提供や利便の考慮をします。

また、市政に関する情報を市民が容易に得られるようにするため、保有する情報を積極的に提供すると同時に、さらなる充実に努めます。

そして、この条例に基づく情報公開制度を公正かつ円滑に運営するため、積極的に改善に取り組み、情報公開の総合的な推進に努めます。

(10) 出資団体などの情報公開（第28条）

市が出資や財政上の援助を行っている団体は、その公共性にかんがみ、情報の公開を努めるようにします。

また、出資団体のうち、実施機関が指定した団体については、その保有する文書などの公開について、公開の手続方法などを定めた規程を整備し、適正に運用するように努めなければなりません。

(11) 公文書の管理など（第29条）

実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に役に立つべく、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準などを定め、適正に管理することになっています。

また、公文書の目録を作成し、どなたでも閲覧できるようにします。

（１２）運用状況の公表（第３０条）

市長は、毎年度、この条例の運用状況について取りまとめ、公表します。

2 情報公開制度の運用状況（令和8年3月31日現在）

（1）公開請求の状況

令和7年度の請求者数は104人で、請求件数は367件でした。

なお、小田原市の情報公開制度は、平成元年4月から開始し、令和7年度末現在で請求者数は5,169人、請求件数は11,882件に達しています。【表－1】

【表－1】請求者数及び請求件数の内訳

区 分	H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
請求者数	4,631	122	93	115	104	104	5,169人
請求件数	10,385	245	227	314	344	367	11,882件

令和7年度の請求件数367件の内訳は、「市内に住所を有する者」が57件、「市内に事務所等を有するもの」34件、「市外に住所を有する者」が153件、「市外に事務所等を有するもの」が123件でした。【表－2】

【表－2】公文書公開の請求件数内訳（単位：件）

区 分	H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市内に住所を有する者	2,299	58	94	111	139	57	2,758
市内に事務所等を有するもの	1,883	53	34	45	31	34	2,080
市外に住所を有する者	2,242	42	38	62	50	153	2,587
市外に事務所等を有するもの	3,961	92	61	96	124	123	4,457
計	10,385	245	227	314	344	367	11,882

令和7年度の請求件数367件を実施機関別にみると、市長が303件、教育委員会が43件、議会が3件、選挙管理委員会が5件、農業委員会が2件、病院事業管理者が1件、消防長が10件でした。【表－3】

【表－3】公文書公開の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	9,616	227	187	264	297	303	10,894
教 育 委 員 会	607	12	13	7	17	43	699
議 会	105	3	5	10	4	3	130
選 挙 管 理 委 員 会	26	0	1	5	8	5	45
公 平 委 員 会	3	0	0	0	0	0	3
農 業 委 員 会	21	1	0	1	2	2	27
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	1	0	1
監 査 委 員	4	0	0	0	2	0	6
土 地 開 発 公 社	3	0	1	0	0	0	4
病院事業管理者	—	2	20	9	6	1	38
消 防 長	—	—	—	18	7	10	35
計	10,385	245	227	314	344	367	11,882

※ 市が出資その他財政上の援助を行う団体（「出資団体等」という。）のうち市の出資率が1／2以上の法人を指定団体といい、公益財団法人小田原市体育協会、一般財団法人小田原市事業協会、株式会社小田原水道サービスセンターの3団体があります。なお、これらの指定団体は情報公開に関してそれぞれ規程を整備し、その規程に基づいた運用を行っています。令和7年度に指定団体への情報公開請求はありませんでした。

（２）公開請求に対する処理状況

367件の請求に対する処理状況は、公開が205件、一部公開が114件、非公開が1件、不存在が28件、取下げが19件でした。

【表－４】

【表－４】公文書公開の処理状況（単位：件）

区 分		H元～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	構成比(%)
処理区分	公 開	8,097	109	87	119	133	205	8,750	73. 6
	一部公開	1,911	110	98	144	144	114	2,521	21. 2
	非公開	44	3	2	6	1	1	57	0. 5
	不存在	234	17	36	29	47	28	391	3. 3
	却下		0	0	0	0	0		
	存否応答拒否	7	0	1	4	0	0	12	0. 1
請求の取下げ		92	6	3	12	19	19	151	1. 3
計		10,385	245	227	314	344	367	11,882	100

非公開及び一部公開の決定をした115件の非公開理由を条例第8条の適用除外事項別にみると、個人に関する情報（第1号）該当が96件、法人等に関する情報（第2号）該当が37件、審議等に関する情報（第3号）該当が3件、事務事業の執行に関する情報（第4号）該当が3件、公共の安全に関する情報（第5号）該当が7件となっています。 【表－５】

【表－５】非公開情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

適 用 除 外 事 項	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
個人に関する情報（第1号）	86	93	85	119	111	96
法人等に関する情報 （第2号）	40	56	33	59	66	37
審議等に関する情報 （第3号）	1	7	7	2	5	3
事務事業の執行に関する 情報 （第4号）	1	2	4	20	9	3
公共の安全に関する情報 （第5号）	10	11	5	9	8	7
法令秘情報（第6号）	0	1	0	0	0	0
計	138	170	134	209	199	146

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和７年度の主な請求内容及び処理状況は、【表－６】のとおりです。

【表－６】令和７年度 主な公文書公開の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	非公開理由
工事に関する金額入り設計書等一式	農政課	公開	
	建設政策課		
	下水道整備課		
	水道整備課		
	道水路整備課		
道路位置指定同意書	建築指導課	一部公開	個人に関する 情報 法人等に関する 情報
道路相談カード			
建設リサイクル法の届出処理簿			
境界確定報告書	土木管理課		

（３）請求拒否処分に対する審査請求

令和７年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、４件ありました。

なお、平成元年の公文書公開条例制定から令和７年度末までの間に合計４７件の審査請求があり、小田原市情報公開審査会から４０件の事案（取下げ４件を除く。）について答申が出されています。実施機関では、４３件について答申どおり決定しています。

【表－７Ａ】【表－７Ｂ】

【表－７Ａ】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市情報公開審査会				決定及び 裁決件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	４７件	４５件	４０件	１件	（原処分の取消しを含む。）４件	４３件

- ※ 行政不服審査法の改正（平成２８年４月１日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。
- ※ 次頁【表－７Ｂ】の諮問番号９及び諮問番号４４は制度の改善に関する諮問ですので、審査請求による実施機関からの諮問数は４５件です。なお、諮問番号１８は諮問が取下げられた後、原処分を取り消す決定を行ったため、決定件数に加算しています。

【表－７Ｂ】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問 番号	異 議 申 立 て 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 内 容 答 申 内 容	異 議 申 立 て に 対 する 決 定
1	体罰事故の生じた場合の 報告書非公開の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H5. 11. 18		
			答申	H7. 2. 6		
			決定	H7. 4. 25		
2	いじめ報告書小・中学校 分不存在の件	教育委員会	申立	H5. 10. 19	不受理決定を取消し、 報告書のうち、いじめ に関するものについ て、公開又は非公開の 判断をするべき	不受理決定を 取り消し、8件の 報告書を一部公開 (変更)
			諮問	H6. 2. 18		
			答申	H8. 4. 22		
			決定	H8. 7. 26		
3	市都市計画審議会資料及 び議事録一部非公開の件	市 長	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 8		
			取下	H8. 3. 18		
4	少年院移転問題特別委員 会資料及び会議録非公開 の件	議 会	申立	H6. 10. 31		
			諮問	H6. 11. 11		
			取下	H8. 4. 22		
5	平成9年1月16日県教 育庁総務室訪問の復命書 不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
6	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書非公 開の件	市 長	申立	H10. 5. 25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 6. 19		
			答申	H11. 7. 26		
			決定	H11. 8. 20		
7	小田原市最終処分場建設 受入れに伴う要望書に対 する回答書非公開の件	市 長	申立	H10. 5. 25		
			諮問	H10. 6. 19		
			取下	H11. 3. 16		
8	市内在住の介護保険被保 険者で不服審査請求を行 った者に係る一次判定結 果等非公開の件	市 長	申立	H12. 5. 19	一部を除いて 公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H12. 5. 23		
			答申	H13. 4. 25		
			決定	H13. 5. 15		
9	小田原市の情報公開制度 のあり方について	市 長	諮問	H13. 4. 6		
			答申	H14. 8. 9		
10	介護保険サービス量の見 込み(中間値保険料)非 公開の件	市 長	申立	H14. 9. 26	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H14. 10. 3		
			答申	H15. 2. 4		
			決定	H15. 2. 13		
11	健康リフレッシュセンター 施設運営事業提案競技審 査会の議事録又はこれに 準ずるものの一部公開 の件	市 長	申立	H16. 10. 20	議事録については 不存在を認め、一部 公開文書について は、公開範囲を変更	答申どおり (変更)
			諮問	H16. 11. 4		
			答申	H17. 3. 28		
			決定	H17. 3. 31		
12	配水管工事のメーカー見 積書一部公開の件	市 長	申立	H18. 11. 7	公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H18. 11. 15		
			答申	H19. 9. 28		
			決定	H19. 10. 15		

諮問 番号	異議申立て事案	実施機関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異議申立てに 対する決定
13	(仮称)城下町ホール整備事業の協議記録文書不存在の件	市 長	申立	H19. 1. 24	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 2. 5		
			答申	H20. 1. 24		
			決定	H20. 1. 31		
14	市道工事についての手紙非公開の件	市 長	申立	H19. 3. 26	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 3. 30		
			答申	H19.11. 5		
			決定	H19.11.12		
15	(仮称)城下町ホール整備事業費一部公開の件	市 長	申立	H19. 5. 29	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 6. 11		
			答申	H20. 8. 22		
			決定	H20. 8. 28		
16	(仮称)城下町ホール設計図書一部公開の件	市 長	申立	H19. 8. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 8. 20		
			答申	H20.12.25		
			決定	H21. 1. 7		
17	全国学力・学習状況調査結果一部公開の件	教育委員会	申立	H20. 1. 11	平成 19 年 4 月に実施した全国学力・学習調査の小田原市の平均正答率、学習状況調査の結果、学校状況の結果については公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H20. 1. 28		
			答申	H21. 6. 30		
			決定	H21. 7. 31		
18	ごみ処理広域化協議会議事録一部公開の件	市 長	申立	H20. 1. 18	諮問取り下げ (H21. 6. 22)	原処分を取り 消し、全部公開
			諮問	H20. 1. 30		
			答申			
			決定	H21. 6. 23		
19	小田原駅・小田原城周辺まちづくり検討委員会第3回議事を録音した電磁的記録の公開請求却下の件	市 長	申立	H21. 1. 23	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H21. 1. 28		
			答申	H22. 2. 18		
			決定	H22. 2. 23		
20	騒音規制法に基づく特定施設設置届出書の一部公開の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
21	改善計画の内容を確認した調査報告書の不存在の件	市 長	申立	H25. 3. 21	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H25. 3. 29		
			答申	H26. 1. 8		
			決定	H26. 3. 26		
22	全国学力・学習調査の学校ごとの結果の非公開の件	教育委員会	申立	H26.10.29	平成 26 年 4 月に実施した全国学力・学習調査の市立小中学校の平均正答率等の結果は、学校名を特定できる部分を非公開とした一部公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H26.11.29		
			答申	H27.10.27		
			決定	H27.10.30		
23	小田原地下街への出店に係る賃貸借契約書等一部公開の件	市 長	申立	H27. 9. 7	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H27. 9. 17		
			答申	H28. 5. 2		
			決定	H28. 6. 2		
24	小田原市民生委員児童委員協議会に対する補助金交付に関し、審査もしくは調査の対象となった書類等資料不存在の件	市 長	申立	H27.12.25	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H28. 1. 7		
			答申	H28. 8. 12		
			決定	H28. 8. 30		

諮問 番号	審 査 請 求 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	審 査 請 求 に 対 する 裁 決
25	小田原有機の里づくり協議会の規約、決算書及び事業計画書の一部公開の件	市 長	申立	H29. 3. 2	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 4. 19		
			答申	H29. 7. 24		
			裁決	H29. 8. 15		
26	2015 年 6 月に発生した新幹線火災の火災調査書の一部公開の件	市 長	申立	H29. 8. 19	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H29. 10. 6		
			答申	H30. 3. 13		
			裁決	H30. 3. 23		
27	ごみ収集・運搬業務委託執行決裁書類における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市 長	申立	H30. 10. 2	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	H31. 2. 26		
			答申	R1. 8. 9		
			裁決	R1. 9. 4		
28	リサイクルセンター等運転業務契約ほか 4 業務の契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市 長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1. 12. 9		
			裁決	R1. 12. 24		
29	一般廃棄物圧縮保管業務契約並びに焼却灰積込及び運搬業務契約における業務執行調書中の予算額ほかの一部公開の件	市 長	申立	H31. 3. 26	一部公開決定を取り消し、公開が妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R1. 7. 2		
			答申	R1. 12. 9		
			裁決	R1. 12. 24		
30	執行費用処理状況の書類不存在の件	市 長	申立	R3. 9. 27	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 1. 24		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
31	令和 3 年 10 月の市長の日程表の公文書一部公開決定の件	市 長	申立	R3. 11. 24	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 1. 27		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R4. 12. 19		
32	令和 3 年 10 月の市長乗車の公用車の行先及び同乗者名の公文書一部公開決定の件	市 長	申立	R4. 1. 4	決定を変更し、一部を除き公開が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	R4. 2. 18		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R4. 12. 19		
33	特定の事業者との覚書等の書類不存在の件	市 長	申立	R3. 10. 31	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 2. 28		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R5. 2. 7		
34	令和 3 年 10 月の市長の旅行命令申請の公文書一部公開決定の件	市 長	申立	R4. 1. 28	審査請求の却下が妥当	答申どおり (却下)
			諮問	R4. 3. 17		
			答申	R4. 10. 19		
			裁決	R4. 12. 19		
35	協議会の分担金納付に関する書類不存在の件	市 長	申立	R4. 9. 7	市長の不存在決定を取り消し、請求対象文書を特定し、公開・非公開の決定をすることが妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R4. 11. 24		
			答申	R5. 6. 20		
			裁決	R5. 7. 27		

諮問 番号	審 査 請 求 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	審 査 請 求 に 対 する 裁 決
36	協議会への支出に関する書類一部公開決定の件	市 長	申立	R5. 3. 29	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R5. 9. 4		
			答申	R6. 3. 15		
			裁決	R6. 5. 8		
37	委託料支出に関する書類一部公開決定の件	市 長	申立	R5. 5. 15	審査請求の却下が妥当	答申どおり (却下)
			諮問	R5. 9. 4		
			答申	R6. 3. 15		
			裁決	R6. 5. 8		
38	市議会へ提出されたという告発文の存否応答拒否決定の件	議 会	申立	R5. 12. 1	処分を取り消し、対象公文書の存否を明らかにし、改めて公開・非公開の決定をすべき	答申どおり (一部公開)
			諮問	R6. 1. 16		
			答申	R6. 8. 29		
			裁決	R6. 11. 1		
39	① 市議会議員説明会のうち議会運営委員会の視察に関する資料の存否応答拒否決定及び ② 配布した説明資料の非公開決定の件	議 会	申立	R6. 2. 28	①処分を取り消し、対象公文書の存否を明らかにし、改めて公開・非公開の決定をすべき。 ②処分を取り消し、①の対応を踏まえ、改めて公開・非公開の決定をすべき。	答申どおり (①一部公開、 ②一部公開)
			諮問	R6. 5. 2		
			答申	R6. 8. 29		
			裁決	R6. 11. 5		
40	ゼロカーボン・デジタルタウン創造事業に係るサウンディング議事録一部公開決定の件	市 長	申立	R6. 3. 1	区分する各部分において、①非公開が妥当、②公開・非公開の判断が必要、③公開すべき	答申どおり (一部変更)
			諮問	R6. 5. 2		
			答申	R6. 12. 25		
			裁決	R7. 4. 4		
41	F1 ジャパンカップに係る全ての支出に関する書類に対する公開決定書類における不服の件	市 長	申立	R5. 10. 12	対象公文書を特定し公開・非公開の決定をすべき	答申どおり (公開)
			諮問	R6. 6. 25		
			答申	R6. 12. 25		
			裁決	R7. 2. 17		
42	特別職の手当等に関する資料の一部公開決定の件	市 長	申立	R6. 5. 28	個人別決算資料のうち一部は公開、それ以外は非公開とすることが妥当	答申どおり (一部公開)
			諮問	R6. 7. 11		
			答申	R7. 9. 1		
			裁決	7. 9. 10		
43	民間提案制度に係る審査内容資料の一部公開決定の件	市 長	申立	R6. 4. 18	一部公開決定処分を変更し、別表に記載する情報は改めて公開・非公開の決定をすべき	答申どおり (一部変更)
			諮問	R6. 7. 11		
			答申	R7. 6. 16		
			裁決	R7. 7. 17		
44	小田原市公文書管理条例のあり方について	市 長	諮問	R7. 3. 13		
			答申	R7. 10. 7		
45	競輪の開催対応に係る公文書不存在決定の件	市 長	申立	R6. 11. 15	不存在決定処分を取り消し、請求対象文書を特定し、公開・非公開の決定をすることが妥当	答申どおり (変更)
			諮問	R7. 3. 4		
			答申	R7. 8. 4		
			裁決	R7. 10. 31		
46	小田原市懲戒分限審査委員会の会議録の一部公開決定の件	市 長	申立	R7. 6. 9	処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R7. 8. 14		
			答申	R8. 3. 4		
			裁決	R8. 3. 17		

諮問 番号	審 査 請 求 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	審 査 請 求 に 対 する 裁 決
47	新型コロナウイルス 予防接種が開始され た 2021 年初月から現 在の期間における小 田原市全住民情報の 一部公開決定の件	市 長	申立	R7. 8. 1		
			諮問	R7. 10. 22		
	小田原市長の令和 7 年 10 月 14 日付けの審 査請求人に対する公 文書一部公開決定の 件	市 長	申立	R7. 11. 10		認容
			裁決	R7. 12. 17		
	小田原市長の令和 7 年 10 月 14 日付けの審 査請求人に対する公 文書一部公開決定の 件	市 長	申立	R8. 1. 13		認容
			裁決	R8. 2. 13		

(4) 情報公開審査会の状況

令和 7 年度は、諮問第 42 号から第 47 号の事案についての審議を行いました。情報公開審査会の開催状況は、次のとおりです。【表－8 A】【表－8 B】

【表－8 A】情報公開審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
42	R6. 8. 21	諮問第 42 号「特別職の手当等に関する資料の一部公開決定の件」の事案の審議
	R6. 10. 10	事案の審議
	R6. 11. 22	事案の審議
	R6. 12. 19	事案の審議
	R7. 1. 31	事案の審議
	R7. 3. 13	事案の審議
	R7. 4. 14	事案の審議
	R7. 5. 22	答申案の検討
	R7. 6. 19	答申案の検討
	R7. 7. 31	答申案の検討
	R7. 8. 28	答申案の検討
43	R6. 8. 21	諮問第 43 号「民間提案制度に係る審査内容資料の一部公開決定の件」の事案の審議
	R6. 10. 10	事案の審議
	R6. 11. 22	事案の審議
	R6. 12. 19	事案の審議
	R7. 1. 31	事案の審議
	R7. 3. 13	事案の審議
	R7. 4. 14	事案の審議
	R7. 5. 22	答申案の検討

諮問番号	日時	審議内容等
44	R7. 3. 13	諮問第 44 号「小田原市公文書管理条例のあり方について」の事案の審議
	R7. 4. 14	事案の審議
	R7. 5. 22	事案の審議
	R7. 6. 19	事案の審議
	R7. 7. 31	事案の審議
	R7. 8. 28	答申案の検討
	R7. 9. 18	答申案の検討
45	R7. 4. 14	諮問第 45 号「小田原競輪を無観客開催とした書類不存在の件」の事案の審議
	R7. 5. 22	事案の審議
	R7. 6. 19	答申案の検討
46	R7. 8. 28	諮問第 46 号「小田原市職員懲戒分限審査委員会の会議録の一部公開決定の件」の事案の審議
	R7. 9. 18	事案の審議
	R7. 10. 27	事案の審議
	R7. 11. 17	答申案の検討
	R8. 1. 14	答申案の検討
47	R7. 11. 17	諮問第 47 号「新型コロナウイルス予防接種が開始された 2021 年初月から現在の期間における小田原市全住民情報の一部公開決定の件」の事案の審議
	R8. 1. 14	事案の審議
	R8. 3. 26	事案の審議

【表－８Ｂ】情報公開審査会委員（令和８年３月３１日現在）

氏 名	職 業	役職名	その他
林 良 英	元小田原市職員	会長	３期目（令和３年４月１日～）
三 川 真 由 美	弁護士	会長職務代理者	１０期目（平成 19 年４月１日～）
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	５期目（平成 29 年４月１日～）
塩 原 真 理 子	東海大学法学部准教授	委員	９期目（平成 21 年４月１日～）
伊 奈 誠 司	弁護士	委員	４期目（平成 31 年４月１日～）

（５）会議の公開状況

小田原市情報公開条例第 24 条には、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関等の会議は、原則公開すると規定されています。

令和 7 年度は、133 件の会議が開催され（書面会議含む。）、そのうち公開されたものは 96 件、一部公開されたものは 18 件、非公開とされたものは 19 件でした。会議の傍聴者は、43 人でした。 【表－９】

【表―9】会議の公開状況（単位：件）

区 分	H15～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	合計
公開	1,919	72	112	96	92	96	2,387
一部公開	281	12	7	13	14	18	345
非公開	308	41	22	37	29	19	456
計	2,508	125	141	146	135	133	3,188
傍聴人数 (人)	2,963	31	20	61	54	43	3,172

- ※ 会議開催のお知らせは、行政情報センター掲示板、小田原市ホームページに掲載しています。
- ※ 非公開となる会議は、非公開情報（例えば、個人情報など）について、審議を行う場合などです。
- ※ 件数は延べ会議開催件数です。（会議全体の数ではありません。）
- ※ 対象者認定等のため定例的に開催している会議（介護認定審査会、障害程度区分認定審査会等）は、件数から除いています。
- ※ 書面会議については、概要や資料が公開されたものでも、非公開として計上しています。

おだわらの個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の内容

個人情報保護制度は、令和5年度から個人情報の保護に関する法律に基づき実施しています。法律の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的 (第1条)

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じた遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

(2) 用語の意義 (第2条、第60条)

ア 個人情報…生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となります。

イ 個人識別符号…当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令※で定められた文字、番号、記号その他の符号をいい、これに該当するものが含まれる情報は個人情報となります。

※個別識別符号について政令で定められているもの

(ア) 身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして規則で定める基準に適合するもの

DNA、容貌、虹彩の模様、声帯の振動、歩行の態様、静脈の形状、指紋 等

(イ) 旅券法の旅券の番号

(ロ) 国民年金法の基礎年金番号

(ハ) 道路交通法の免許証の番号

(ニ) 住民基本台帳法の住民票コード

- (カ) マイナンバー
- (キ) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法の被保険者証に記載された文字、番号、記号その他の符号（保険者番号及び被保険者記号・番号等）
- (ク) その他前各号に準ずるもの

ウ 要配慮個人情報…不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める次の（１）から（１１）までの記述等が含まれる個人情報をいいます。

（１）人種、（２）信条、（３）社会的身分、（４）病歴、（５）犯罪の経歴、（６）犯罪により害を被った事実（７）身体障害、知的障害、精神障害など心身の機能の障害があること。（８）本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査結果（９）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。（１０）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）。（１１）本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

エ 保有個人情報…行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいいます。

ただし、行政文書に記録されているものに限りません。

オ 個人情報ファイル…保有個人情報を含む情報の集合体であって、次のものをいいます。

- ① 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（電子計算機処理に係る個人情報ファイル）
- ② 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの（いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル）

（３）基本理念（第３条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければなりません。

(4) 地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有します。

(5) 行政機関等における個人情報等の取扱い

ア 個人情報の保有の制限等（第61条）

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

イ 利用目的の明示（第62条）

行政機関等は、本人から直接書面等に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

ウ 不適正な利用の禁止（第63条）

行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

エ 適正な取得（第64条）

行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

オ 正確性の確保（第65条）

行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

カ 安全管理措置（第66条）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

キ 従業者の義務（第67条）

個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、委託業務や指定管理業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

ク 漏えい等の報告等（第 68 条）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの（※）が生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければなりません。

上記の場合には、行政機関の長等は、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければなりません。

※個人情報保護委員会規則で定めるもの（個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務づけられた事態）

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える漏えい等

ケ 利用及び提供の制限（第 69 条）

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

コ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（第 75 条）

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。

（6）開示、訂正及び利用停止

個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で、重要な仕組みとして開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みを設けており、何人も行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止を請求することができます。

ア 開示請求（第 76 条～第 89 条）

（開示請求権 第 76 条）

何人も、行政機関の長等に対し、行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

（開示決定等の期限 第 83 条「小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」といいます。）第 3 条読み替え）

行政機関の長等は、開示請求があった日から 15 日以内に開示決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間を延長することがあります。

（手数料 第 89 条「条例第 4 条読み替え」）

手数料は徴収しません。ただし、開示請求者は、写しの交付により保有個人情報の開示を受けるときは、当該写しの作成に要する費用を負担していただきます。

イ 訂正請求（第 90 条～第 97 条）

（訂正請求権 第 90 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。

（訂正決定等の期限 第 94 条）

行政機関の長等は、訂正請求があった日から 30 日以内に訂正決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間を延長することがあります。

ウ 利用停止請求（第 98 条～第 103 条）

（利用停止請求権 第 98 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法の規定に違反した取扱いがされていると思料するときは、行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。

（利用停止決定等の期限 第 102 条）

行政機関の長等は、利用停止請求があった日から 30 日以内に利用停止決定等をしなければなりません。ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、当該期間を延長することがあります。

2 個人情報保護制度の運用状況（令和8年3月31日現在）

（1）実施機関の個人情報ファイル簿の作成状況

令和7年度末現在、実施機関の個人情報ファイル簿の作成数は、583件となっています。
実施機関別でみると、市長部局が507件で最も多くなっています。【表－1】

【表－1】実施機関別個人情報ファイル簿の作成状況（単位：件）

市長	教育委員会	議会	選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会	固定資産評価委員会	監査委員	土地開発公社	病院事業管理者	消防長	計
507	42	0	16	0	8	0	0	0	1	9	583

（2）開示、訂正、利用停止等の請求の状況

令和7年度の個人情報の開示請求者は50人、請求件数は57件で、保有個人情報の訂正請求はありませんでした。

なお、小田原市の個人情報保護制度は、平成4年から開始し、令和7年度末現在で保有個人情報の開示請求者数は1,257人、請求件数は1,521件で、訂正請求の請求者数は7人、請求件数は8件です。利用停止等の請求者数は4人、請求件数は7件です。【表－2】

【表－2】開示、訂正、利用停止等の請求者数及び請求件数の内訳（ ）は特定個人情報分の内数

区 分		H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
開示請求	請求者数（人）	1,024(0)	32(0)	53(0)	57(0)	41(0)	50(0)	1,257(0)
	請求件数（件）	1,240(0)	36(0)	63(0)	73(0)	52(0)	57(0)	1,521(0)
訂正請求	請求者数（人）	2	0	1	2	2	0	7
	請求件数（件）	2	0	1	2	3	0	8
利用停止等請求	請求者数（人）	0	1	1	2	0	0	4
	請求件数（件）	0	3	1	3	0	0	7

※ 令和2年度から、小田原市立病院の診療情報は、市立病院の定める指針に基づく開示申出手続きによることとしています。

令和7年度に保有個人情報の開示請求のあった57件を実施機関別にみると、市長が49件、教育委員会が2件、消防長が6件となっています。

【表－3A】

【表－3A】開示請求の実施機関別内訳（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	1,111(0)	35(0)	58(0)	65(0)	44(0)	49(0)	1,362(0)
教 育 委 員 会	105(0)	0	2(0)	0	1(0)	2(0)	110(0)
議 会	3(0)	1(0)	0	1(0)	0	0	5(0)
選挙管理委員会	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)
公 平 委 員 会	1(0)	0	0	0	0	0	1(0)
農 業 委 員 会	12(0)	0	1(0)	0	1(0)	0	14(0)
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	7(0)	0	0	0	0	0	7(0)
病院事業管理者	—	0	2(0)	3(0)	4(0)	0	9(0)
消 防 長	—	—	—	4(0)	2(0)	6(0)	12(0)
計	1,240(0)	36(0)	63(0)	73(0)	52(0)	57(0)	1,521(0)

訂正請求の実施機関別内訳は【表－3B】のとおりです。

【表－3B】訂正請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	0	0	1	2	3	0	6
教 育 委 員 会	2	0	0	0	0	0	2
議 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	—	—	0	0	0	0	0
消 防 長	—	—	—	0	0	0	0
計	2	0	1	2	3	0	8

利用停止等請求の実施機関別内訳は【表－３Ｃ】のとおりです。

【表－３Ｃ】利用停止等請求の実施機関別内訳（単位：件）

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
市 長	0	3	1	3	0	0	7
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	—	—	0	0	0	0	0
消 防 長	—	—	—	0	0	0	0
計	0	3	1	3	0	0	7

（３）開示、訂正、利用停止等の請求に対する処理状況

開示請求５７件の処理状況は、開示が３２件、一部開示が１７件、不開示（不存在を含む。）が８件でした。【表－４】

【表－４】開示請求の処理状況（単位：件）（ ）は特定個人情報分の内数

区 分		H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計	構成比(%)
処 理 区 分	開 示	752(0)	20(0)	33(0)	35(0)	31(0)	32(0)	903(0)	59.4
	一部開示	285(0)	11(0)	20(0)	29(0)	16(0)	17(0)	378(0)	24.9
	不開示(不存在を含む。)	183(0)	5(0)	7(0)	7(0)	5(0)	8(0)	215(0)	14.1
	却 下	5	0	0	0	0	0	5	0.3
	存否応答拒否	1	0	0	1(0)	0	0	2(0)	0.1
請求の取下げ		14	0	3	3	0	0	18	1.2
計		1,240(0)	36(0)	63(0)	73(0)	52(0)	57(0)	1,521(0)	100

訂正請求の処理状況は【表－５】のとおりです。

【表－５】訂正請求の処理状況（単位：件）

区 分		H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
処理 区分	訂正	0	0	1	1	3	0	5
	不訂正	2	0	0	1	0	0	3
請求の取下げ		0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	1	2	3	0	0

停止請求の処理状況は【表－６】のとおりです。

【表－６】停止請求の処理状況（単位：件）

区 分	H4～R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	計
処 理 区 分							
停止	0	2	0	0	0	0	2
不停止	0	1	1	3	0	0	5
請求の取下げ	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	1	3	0	0	7

不開示及び一部開示の決定をした不開示理由を法第78条の「不開示情報」別にみると、他の個人に関する情報（第2号）該当が16件、事務事業の執行に関する情報（第7号）該当が3件となっています。 【表－７】

【表－７】不開示（一部開示を含む）情報の適用除外事項別内訳（単位：件）

区 分	R7年度
本人の生命等を害する情報 (第1号)	0
他の個人に関する情報 (第2号)	16
法人等に関する情報 (第3号)	0
国の安全が害される、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る情報 (第4号)	0
犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報 (第5号)	0
審議、検討、協議に関する情報 (第6号)	0
事務事業の執行に関する情報 (第7号)	3
計	19

※ 1つの情報が複数の適用除外事項に該当する場合は、それぞれ重複して掲げてあります。

令和7年度の主な請求内容及び処理状況は、【表－８】のとおりです。

【表－８】令和7年度 主な保有個人情報の開示の請求内容及び処理状況

請求内容	担当課	決定	不開示理由
名寄帳	資産税課	開示	
市税等納付状況	市税総務課		
主治医意見書	高齢介護課	一部開示	開示請求者以外の個人に関する情報

(4) 請求拒否処分に対する審査請求

令和7年度中、請求拒否処分に対する審査請求は、ありませんでした。

なお、平成4年の条例制定から令和7年度末までの間に14件の審査請求があり、小田原市個人情報保護審査会から、取下げ1件を除く13件の事案について答申が出されています。実施機関では12件について答申どおりの決定をし、1件には答申と相違する決定をしています。 【表－9A】【表－9B】

【表－9A】請求拒否処分に対する審査請求の処理件数

	件数	小田原市個人情報保護審査会				決定件数
		諮問件数	答申件数	審議中	取下げ	
審査請求	14件	14件	13件	0件	1件	13件

※ 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）により、不服申立て（異議申立て及び審査請求）の手続きは、審査請求に一元化されました。処理件数は、改正前の異議申立ての件数を含んでいます。

※ 次頁【表－9B】の諮問番号15は制度の改善に関する諮問ですので、審査請求による実施機関からの諮問数は14件です。

【表－9B】請求拒否処分に対する異議申立て及び審査請求の処理状況

諮問番号	異議申立て事案	実施機関	年月日		審査会内容 答申	異議申立てに対する決定
1	指導要録記載中の欠席理由不訂正の件	教育委員会	申立	H4. 6. 18	教育委員会の処分は妥当	答申どおり（棄却）
			諮問	H4. 7. 17		
			答申	H5. 12. 2		
			決定	H6. 1. 20		
2	職員会議録記載内容一部開示の件	教育委員会	申立	H4. 7. 31	一部を除いて開示が妥当	答申どおり（一部変更）
			諮問	H4. 8. 5		
			答申	H7. 1. 5		
			決定	H7. 4. 25		
3	平成元年5月1日、平成2年3月初めころの打ち合わせ記録不存在の件	教育委員会	申立	H4. 9. 11	教育委員会の処分は妥当	答申どおり（棄却）
			諮問	H4. 9. 24		
			答申	H8. 1. 9		
			決定	H8. 1. 30		
4	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	H4. 10. 27	開示が妥当	答申どおり（変更）
			諮問	H4. 11. 13		
			答申	H7. 9. 18		
			決定	H7. 10. 25		
5	指導要録一部開示の件	教育委員会	申立	H5. 5. 10	開示が妥当	答申どおり（変更）
			諮問	H5. 5. 19		
			答申	H6. 10. 28		
			決定	H7. 4. 25		
6	福祉関係の一部開示の件	市長	申立	H5. 8. 3		
			諮問	H5. 8. 12		
			取下	H5. 12. 17		

諮問 番号	異 議 申 立 て 事 案	実 施 機 関	年 月 日		審 査 会 の 答 申 内 容	異 議 申 立 て に 対 す る 決 定
7	指導要録所見欄不訂正の件	教育委員会	申立	H9. 7. 1	一部を除いて削除 が妥当	答申と相違 (棄却)
			諮問	H9. 7. 16		
			答申	H10. 12. 24		
			決定	H13. 12. 19		
8	教諭3名に対する事情聴取記録不存在の件	教育委員会	申立	H9. 7. 18	教育委員会の処分 は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H10. 2. 25		
			答申	H10. 10. 19		
			決定	H10. 11. 26		
9	教育委員会協議会記録不開示の件	教育委員会	申立	H11. 5. 6	一部を除いて開示 が妥当	答申どおり (一部変更)
			諮問	H11. 5. 18		
			答申	H12. 7. 28		
			決定	H12. 8. 29		
10	戸籍謄・抄本等請求書一部開示の件	市 長	申立	H18. 6. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H18. 6. 30		
			答申	H18. 12. 25		
			決定	H18. 12. 27		
11	戸籍謄・抄本等請求書一部開示の件	市 長	申立	H18. 7. 18	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 1. 11		
			答申	H19. 3. 29		
			決定	H19. 3. 30		
12	住民票写し等請求書一部開示の件	市 長	申立	H19. 10. 23	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	H19. 11. 8		
			答申	H20. 5. 12		
			決定	H20. 5. 15		
13	福祉関係記録等一部開示の件	市 長	申立	R4. 8. 29	市長の処分は妥当	答申どおり (棄却)
			諮問	R4. 11. 15		
			答申	R6. 3. 15		
			決定	R6. 4. 30		
14	福祉関係記録等一部開示の件	市 長	申立	R4. 10. 31	一部を除いて開示 が妥当	答申どおり (開示)
			諮問	R5. 3. 16		
			答申	R6. 3. 15		
			決定	R6. 4. 30		
15	市立病院の診療録開示手数料について	市 長	諮問	R7. 8. 28		
			答申	R7. 12. 8		

(5) 個人情報保護審査会の状況

令和7年度は、諮問第15号の事案についての審議を行いました。個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。【表－10A】【表－10B】

【表－10A】個人情報保護審査会開催状況

諮問番号	日時	審議内容等
15	R7. 8. 28	諮問第15号「市立病院の診療録開示手数料について」の事案の審議
	R7. 9. 18	事案の審議
	R7. 10. 27	事案の審議
	R7. 11. 17	答申案の検討

【表－10B】個人情報保護審査会委員（令和8年3月31日現在）

氏 名	職 業	役職名	その他
林 良 英	元小田原市職員	会長	3期目(令和3年4月1日～)
三 川 真 由 美	弁護士	会長職務代理者	10期目(平成19年4月1日～)
嘉 藤 亮	神奈川大学法学部教授	委員	5期目(平成29年4月1日～)
塩 原 真 理 子	東海大学法学部准教授	委員	9期目(平成21年4月1日～)
伊 奈 誠 司	弁護士	委員	4期目(平成31年4月1日～)

資

料

1 情報公開審査会の答申

情審第 10 号

令和 7 年（2025 年） 9 月 1 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 6 年（2024 年）7 月 11 日付け職第 815 号で諮問（諮問第 42 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分については、対象文書のうち個人別決算資料については、通勤手当額及び合計を公開することが妥当である。

また、通勤届については、特別職職員のうち市長、副市長及び教育長については、住所の市町村名及び字名の一部、印影、通勤方法（鉄道の場合に具体的な路線名は除く。）及び通勤手当支給額の合計を公開とし、それ以外の情報は非公開とすることが妥当である。

特別職職員のうち政策監及び病院事業管理者については、印影及び通勤手当支給額の合計は公開とし、それ以外の情報は非公開とすることが妥当である。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年4月5日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、小田原市の全ての特別職職員にそれぞれ支給している住居手当や交通費など全ての手当について、「2020年5月以降、毎月の支給額が分かる資料」及び「支給額の根拠となる各個人から提出された申請書や届出などの書面」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、対象文書を特別職職員である守屋市長、鳥海副市長、玉木副市長、柳下教育長、八木政策監及び川口病院事業管理者（以下「対象特別職職員」という。）の個人別決算資料及び通勤届と特定し、令和6年4月22日付けで、当該個人別決算資料及び通勤手当について一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を、「職員番号、印影、住所、通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額（通勤手当、一般職であった時の給料及び手当額）及び経路略図」とし、公開をしない理由を条例第8条第1号に該当し、個人に関する情報であって公にすることにより、職員個人の権利利益を害するおそれがあるためとした。

なお、公開をしないとした部分は、個人別決算資料については、「職員番号、通

勤手当額及び合計」であり、通勤届については、「印影、職員番号、あなたの住所、通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額及び経路略図」の部分である。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和6年5月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和6年6月7日付けで弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼したが、反論書の提出は無かった。
- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和6年7月11日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求めるものである。
- 2 審査請求の理由
審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 特別職職員のうち副市長等の住所については、市議会に提出する選任議案に記載されており、報道機関にも情報提供されている。
 - (2) 通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定機関及び支給額についても、直ちに個人の住居を特定できるものではない。
 - (3) 通勤手当は公費から支出されているものであり、その支出が適正になされていることに対して、市は市民に対する説明責任を持つものであり、特に支給額を非公開とした市の処分は著しく不当で不誠実なものである。
 - (4) 他自治体の情報公開審査会において、職員の通勤届の情報公開請求に対し、主たる届出の理由、通勤方法、通勤方法ごとの起点及び終点、通勤方法ごとの距離

数、所要時間、乗車券等の種類、乗車券等の額、総通勤距離及び総所要時間を「開示すべき」と答申している。

(5) 本件処分により、審査請求人は公開請求権を侵害されていることから本件処分の取消しを求める。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開とした情報は、条例第8条第1号の要件を満たすものである。
- 2 本件請求は、人物を特定した上での公文書公開請求であって、公文書に記載されている全ての個人に関する情報は、必然的に「特定の個人を識別できるもの」となる。
- 3 通勤届には、職員の住所、住所から勤務地までの通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額等の記載がある。これらの情報が公開されることにより、当該職員がどの地域に居住しているか、どのような経路を使い、どのくらいの時間をかけて通勤しているかが公になり、職員の生活環境及び安全に影響を及ぼす。
- 4 副市長等の市議会に選任議案に記載された住所と通勤届に記載されている住所は届出の提出時期等の理由により、選任議案の住所と同一のものであるとは言えない。選任議案と同一であれば公開し、異なれば非公開とすることで、当該職員が現在も選任議案に記載された住所地に居住しているか否かが明らかにされてしまう。
- 5 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）において、通勤とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間の往復を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」と規定されていることから、通勤に関する情報は、条例第8条第1号イに規定する職務の遂行に係る情報には該当しない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 公開をしない理由とした条例第8条第1号の解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号に該当するためとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、プライバシーである。しかし、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、その範囲につき見解が分かれることが少なくないため、個人を識別しうる情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものをただし書で例外的公開事項として列挙している。そこで、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分である「職員番号、印影、住所、通勤方法、利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券

等の種類、運賃等の額、認定期間、支給額（通勤手当、一般職であった時の給料及び手当額）及び経路略図」の非公開情報該当性について検討していく。

(2) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

ア 個人別決算資料について

(ア) 職員番号について

職員番号は、職員の人事、給与等に関する広範なデータを管理するため、職員ごとに付与される個人識別番号であり、各種業務システムにおいても使用されている。したがって、職員番号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められることから、条例第 8 条第 1 号に該当する。

(イ) 印影について

実施機関は、「本件は、人物を特定した上で公文書の公開を請求したものであり、いずれの公文書もこれを公開することによって、記載されている情報が誰のものであるかは明らかになる。すなわち、公文書に記載されている全ての個人に関する情報は必然的に特定の個人を識別できるものとなり、条例第 8 条第 1 号に該当する。」と主張しているが、本件においては、既に該当する職員の氏名を公開していることから、印影を非公開とした場合に守られる個人の権利利益が存しないため、条例第 8 条第 1 号に該当しない。

(ウ) 通勤手当額及び合計について

「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例」及び「小田原市政策監の設置等に関する条例」において、対象特別職職員に支給される給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当と明記され、距離、通勤方法の別等で額が異なる通勤手当以外の額は明らかにされていることから、通勤手当においても、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第 8 号第 1 号ただし書アに該当する。

イ 通勤届について

(ア) 職員番号について

上記ア(ア)と同様、職員番号は、条例第 8 条第 1 号に該当する。

(イ) 印影について

上記ア(イ)と同様、印影は、条例第8条第1号に該当しない。

(ウ) 住所、通勤方法等について

a 対象特別職職員のうち市長、副市長及び教育長について

通常、氏名とともに記載された住所は、特定の個人を識別することができるものとして、条例第8条第1号に該当する。

しかし、市長にあつては当選時の告示に、副市長及び教育長にあつては市議会に提出された選任議案に住所が記載されている。これは慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第8条第1号ただし書アに該当するものであるが、令和6年9月市議会定例会以降、市長が選任議案を提出する際、住所記載についての方針を変更し、市町村名及び字名の一部に留めることとしている。この措置は、市民としての平穏な生活を送る利益を保護する観点に基づくものであり、当審査会も当該措置を適切なものとする。

したがって、既に住所が公表されている対象特別職職員であつたとしても、地番などの詳細部分を公開することは、第7・1(1)で述べた個人の正当な権利利益を保護するという条例の趣旨に反するものであるから、地番などの詳細部分は、条例第8条第1号に該当する。

通勤方法には、自家用車、鉄道等の記載があり、これを公にしても個人の住所が具体的に特定され、個人の権利利益を害するおそれは生じないため、条例第8条第1号に該当しない。ただし、鉄道の具体的な路線名の記載がある場合については、公にすることで、住所が特定され、市民としての平穏な生活が脅かされるおそれがあるため、鉄道の具体的な路線名は、条例第8条第1号に該当する。

利用交通機関名称、区間、距離、所要時間、乗車券等の種類、運賃等の額、認定期間、経路略図については、鉄道の具体的な路線名と同様、条例第8条第1号に該当する。

b 対象特別職職員のうち政策監及び病院事業管理者について

政策監及び病院事業管理者は、議会の同意を要しない職であることから、住所を公にしていない。なお、政策監にあつては、任命時の住所の一部が小田原市のホームページに掲載されているが、既に退職となっている

事実があることから、それをもって、現時点においても公開すべき情報ということとはできない。

よって、政策監及び病院事業管理者の住所は、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号に該当する。

また、通勤方法等についても、住所が公にされていないことから、通勤方法等を公開することにより、ある程度住所が特定され、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号に該当する。

(エ) 通勤手当支給額について

通勤手当支給額については、上記ア(ウ)と同様、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、条例第8条第1号ただし書アに該当する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和6年 7月 11日	審査庁からの諮問書を受付
令和6年 8月 21日	第92回情報公開審査会 事案の審議
令和6年 10月 10日	第93回情報公開審査会 事案の審議
令和6年 11月 22日	第94回情報公開審査会 事案の審議
令和6年 12月 19日	第95回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 1月 31日	第96回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 3月 13日	第97回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 4月 14日	第98回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 5月 22日	第99回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 6月 19日	第100回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 7月 31日	第101回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 8月 28日	第102回情報公開審査会 答申案の審議

情審第3号

令和7年（2025年）6月16日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和6年（2024年）7月11日付け総第767号で諮問（諮問第43号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分を変更し、別表の「公開・非公開の判断が必要」欄に記載する情報については、実施機関は改めて公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

第2 本件請求の内容

審査請求人は、令和6年3月17日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、「令和2年度小田原市公共施設等に係る民間提案制度の清閑亭に関する情報における各提案・審査の内容が分かる資料（提案書、審査の議事録、審査員のリスト、評価表など）」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

第3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和6年4月1日付けで公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を「提案事業者名及び提案内容、提案内容説明者の個人氏名」とし、公開をしない理由を条例第8条第1号の規定による「特定の個人を識別することができるため」、及び同条第2号の規定に基づき「提案事業者名及び提案内容等における技術ノウハウを公開することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分により非公開とした部分のうち、株式会社 JS フードシステム（以下「選定事業者」という。）に関する部分は清閑亭利活用において既に選定され実施されている情報であり、非公開とすべき理由はなく、本件処分に不服があるとして、令和6年4月18日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和6年5月29日付けで弁明書を提出した。

- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼したが、反論書の提出は無かった。
- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和6年7月11日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非公開とした文書のうち、選定事業者に係る小田原別邸料理清閑亭に関する全ての情報が記載された文書（以下「本件文書」という。）の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分により非公開とした本件文書の内容は、既に清閑亭事業利活用において、既に選定され実施されている情報である。
- (2) 清閑亭の利活用事業は、小田原市と協定を締結した上で、市の資産である文化財と史跡を利用して進められている非常に公共性の高いものである。
- (3) したがって、非公開とすべき理由はなく、実施機関は、条例の適用を誤っている。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本事業は、民間事業者のノウハウを生かした発意による提案を市と民間事業者が対等の関係で事業化していく民間提案制度であり、民間事業者からの提案内容を企業秘密としてとらえ、いわゆる知的財産として取り扱うことを前提に公募するものである。
- 2 採用された提案は、市と民間事業者が事業を実施するに当たり、諸条件等を協議し、合意に至った場合に契約を締結し実施されることから、民間事業者の提案が実施されない場合があるため、最終的に契約を締結した事業者の提案書も選考されなかった提案と同様に企業の知的財産として取り扱わなければならない。
- 3 本事業は、実施要領において、内容を審査して採用された提案について提案者と

協議を行い、協議が整った時点で契約を締結し事業化すると定め、提案を募集した。

- 4 審査については、採用の場合は提案名称、提案概要及び提案者名を、その他の場合は提案名称を公表することとした。
- 5 提案書及び審査の議事録の公開は特定の個人を識別できてしまうことや、協議及び事業化前の提案者独自の技術、ノウハウ等知的財産に係るものであることから開示することにより、提案者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 公開をしないとした理由に掲げた条例第8条第1号及び第2号アの解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号及び第2号（第2号アと判断する。）を掲げている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」については、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則非公開としつつ、個人の権利利益を侵害せず、非公開にする必要のないものをただし書で例外的公開事項としているものである。その上で、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」をただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」をそれぞれ例外的公開事項としているものである。

(2) 条例第8条第2号アについて

条例第8条第2号は、「法人に関する情報であつて、次に掲げるもの」とし、同号アは「公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

当該規定における「法人に関する情報」とは、法人の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関係性を有する情報である。

条例第8条第2号アの「権利」とは、法的保護に値するすべての権利をいい、「競争上の地位」とは、法人の公正な競争関係における地位をいい、「その他正当な利益」とは、生産技術上又は販売上のノウハウや信用など法人の運営上の地位を広く含むものである。

また、「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人の種類、性格、権利利益の内容又は性質等に応じ、当該法人の憲法上の権利の保護の必要性や当該法人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。また、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものである。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書の構成は別表に示した次のとおりである。

文書1 提案概要書

文書2 提案書

文書3 選定事業者の発言メモ

文書４ 質疑

文書５ 審査委員の意見交換記録

「文書３ 選定事業者の発言メモ」には事業提案時の選定事業者の発言内容が記載されており、「文書４ 質疑」には、選定事業者代表者氏名、従業員及び審査委員である小田原市職員が発言した質疑応答の内容、「文書５ 審査委員の意見交換記録」には提案説明後の小田原市職員の意見交換の内容が記載されているものであった。

(2) 条例第８条第１号の該当性について

当審査会が本件文書を見分したところ、別表における文書２から文書４までのうち公開をしないとした部分には、選定事業者の従業員に係る職名、氏名、提携予定者氏名、個人を識別することができる写真が記載されていた。

これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、ただし書の例外的公開事項に該当しないことから、条例第８条第１号に該当する。

ただし、上記以外の会社代表者氏名は、条例第８条第１号アに該当する情報であり、小田原市職員氏名は条例第８条第１号イに該当する情報であると認められるため、条例第８条第１号には該当しない。

(3) 条例第８条第２号アの該当性について

別表における文書１から文書５までのうち公開をしないとした部分には、貸付料案、資金計画事項、従業員数の内訳、未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、地域活性化への取組実績、資金計画事項、選定事業者以外の事業者及びそれ以外の情報（以下「本件それ以外の情報」という。）のいずれかの情報が記載されていた。

これらの記載されていた情報のうち、次に掲げるアからオの情報は、企業独自のノウハウであって、公にされることにより競合関係にある事業者等との関係で競争上不利となるおそれがあることから、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第８条第２号アに該当する。

ア 「文書１ 提案概要書」の貸付料案及び資金計画事項

イ 「文書２ 提案書」の従業員数の内訳、未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、貸付料案及び地域活性化への取組実績

ウ 「文書 3 選定事業者の発言メモ」の未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、貸付料案及び資金計画事項

エ 「文書 4 質疑」の未公表の協力、提携予定事業者名、未公表又は未実施の提案事業内容、貸付料案及び資金計画事項

オ 「文書 5 審査委員の意見交換記録」の選定事業者以外の事業者名

一方、清閑亭の利活用事業は既に実施されており、既に公にされている情報もあることから、本件それ以外の情報は条例第 8 条第 2 号アに該当するとは言いがたい。

したがって、上記 2 (2) 及び(3)を踏まえ、条例第 8 条第 1 号及び第 2 号アの該当性について改めて判断し、公開をする旨又はしない旨の決定を行うべきである。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

第 8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和 6 年 7 月 11 日	審査庁からの諮問書を受付
令和 6 年 8 月 21 日	第 92 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 10 月 10 日	第 93 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 11 月 22 日	第 94 回情報公開審査会 事案の審議
令和 6 年 12 月 19 日	第 95 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 1 月 31 日	第 96 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 3 月 13 日	第 97 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 4 月 14 日	第 98 回情報公開審査会 答申案の検討
令和 7 年 5 月 22 日	第 99 回情報公開審査会 答申案の検討

【別表】

文書番号	文書内容	非公開が妥当	公開・非公開の判断が必要
1	提案概要書	貸付料案	本件それ以外の情報
		資金計画事項	
2	提案書	代表者以外の従業員の職名及び氏名、提携予定者氏名	本件それ以外の情報
		個人を識別することができる写真	
		従業員数の内訳	
		未公表の協力、提携予定者名	
		未公表又は未実施の提案事業内容	
		貸付料案	
		地域活性化への取組実績	
3	選定事業者の発言メモ	代表者以外の従業員の氏名	本件それ以外の情報
		未公表の協力、提携予定者事業者名	
		未公表又は未実施の提案事業内容	
		貸付料案	
		資金計画事項	
4	質疑	提携予定者氏名	本件それ以外の情報
		未公表の協力、提携予定者事業者名	
		未公表又は未実施の提案事業内容	
		貸付料案	
		資金計画事項	
5	審査委員の意見交換記録	選定事業者以外の事業者名	本件それ以外の情報

情審第 13 号

令和 7 年（2025 年）10 月 7 日

小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

小田原市公文書管理条例のあり方について（答申）

令和 7 年（2025 年）3 月 13 日付け総第 2680 号で諮問（諮問第 44 号）のあった
小田原市公文書管理条例のあり方について、次のとおり答申します。

はじめに

令和 7 年 3 月 13 日付けで小田原市長から「小田原市公文書管理条例のあり方について」の諮問を受け、情報公開審査会は慎重な検討を行いました。当審査会は、公文書管理のあるべき姿を考察するにあたり、「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という。）や他の地方自治体の先行事例、小田原市における現状と課題を踏まえ、多角的な視点で議論を重ねてきました。

近年、公文書管理に係る問題が国や地方自治体において多く指摘されており、平成 23 年に公文書管理法が施行されて以来、誤廃棄や改ざん、会議録未作成など、不適切な公文書管理が民主主義の健全な運営や情報公開の信頼性を損なう事例として注目を集めています。小田原市も例外ではありません。また、公文書管理法第 34 条では「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定されており、地方自治体に対して公文書管理制度の改善を求めています。

公文書は行政活動の記録であり、市民自治を支える「市民共有の知的資源」です。その適正な管理は、行政の透明性と説明責任を果たし、過去、現在、未来にわたる行政の歴史を記録することで、市民との信頼関係を構築する基盤となります。また、国や他の地方自治体で進展しているデジタル化の潮流を受け、電子記録の適切な管理体制の整備は、効率的な公文書管理の実現において極めて重要です。

情報公開審査会として、本答申では、これまでの検討を通じて得られた知見を基に、小田原市の公文書管理条例制定に向けた提言を行います。市民の「知る権利」を尊重し、「住民自治」の理念に基づいた透明性の高い行政運営を実現するため、小田原市が信頼される公文書管理体制を構築することを強く期待します。

1 公文書管理条例の基本的な考え方

(1) 目的について

小田原市公文書管理条例（以下「条例」という。）は、現在及び将来の市民に対して、知る権利を尊重するとともに組織の活動や意思決定に関する説明責任が全うされることを目的とする。この目的を達成するため、市民共有の知的資源である公文書及び重要公文書の適正な管理をその主要な手段として位置付ける。

(2) 公文書の定義について

公文書の定義は、市民の分かりやすさや実務の整合性を考慮し、小田原市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）における定義と同一とすることが望ましい。これにより、市民が公文書として認識する範囲と、市が公文書として管理及び公開する文書の範囲との間に齟齬が生じることを防ぐことができる。

(3) 条例の対象機関について

条例の対象となる実施機関についても、情報公開条例における実施機関と同一とすることが望ましい。

なお、指定管理者が公の施設の管理運営を行う上で作成又は取得する文書の扱いについては、市民への説明責任の観点から、その文書管理のあり方を検討する必要がある。条例の趣旨に鑑み、一定の範囲で公文書に準じた管理を求めることの是非、及び具体的な方策について、引き続き検討し、必要に応じて規定を整備することが望ましいと考える。

2 公文書の作成・取得・整理・保存について

(1) 作成

新たに制定を目指す条例においては、公文書管理法の趣旨に則り、事案が軽微な場合を除き、経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう文書を作成する義務を各実施機関の職員に課すべきである。

作成を徹底するための具体的なルールや記載すべき事項等については、別途手引等に具体的に規定すべきである。「事案が軽微な場合」に該当するか否か

の判断基準については、各実施機関において差が生じないように、手引等で具体的な類型や例示を明確に定めることが必要である。また、照会や問い合わせであっても、継続中の案件については、後々の経緯を追跡できるよう、公文書を作成すべきである。

(2) 取得

実施機関における経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績について、市民が合理的に跡付け、又は検証することができるようにするためには、職員が公文書を適切に取得し、相互に密接な関係を有する文書とともに一つの集合物として整理することが望ましい。

公文書管理法においても行政機関の職員に文書の取得義務までは課されていないが、市民に対して説明する責務を果たすため、実務上の留意点として手引等に明記するなど、職員への周知を徹底し、実践を求めることが望ましい。

(3) 保存期間の設定について

ア 保存期間を1年未満とするもの（軽微な事案に係る文書）の取扱いについては、手引等により具体的な類型等を明確に定め、恣意的な運用や誤った廃棄が生じないように徹底すべきである。

イ 公文書の保存期間は、長期保存に伴う管理コストや検索性の課題、デジタル化の推進といった現状を踏まえ、最長でも「30年」の有期限とすることが有効であると考ええる。完結から既に30年以上が経過している「永年保存文書」については、改めてその重要性を評価し、「重要公文書」として永年保存、保存期間の延長、又は廃棄のいずれかを選択する仕組みとすることが望ましい。これにより、真に保存すべき文書を明確にし、効率的かつ持続可能な文書管理を実現することを目指す。

ウ 保存期間の延長については、不必要な延長が行われないように、複数回の延長や長期間の延長が行われるような事案については、有識者の意見を求めるなど、恣意的な延長が行われることのない客観的な仕組みを構築することが必要である。

(4) 電磁的記録の整理・保存について

小田原市の電磁的記録は、文書管理システム、組織共用ドライブ、グループウェアシステム（メール、チャット、掲示板等）、業務システム等に保管され

ている。文書管理システムに保管されていない電磁的記録であっても、公文書の要件に当てはまるものは公文書に該当する。

現在、組織共有ドライブのフォルダ内で日々の作業を行い、当該フォルダから起案に必要な文書を取り出して文書管理システムに登録し、文書管理システムで管理している。その結果、組織共有ドライブのフォルダ内と文書管理システムの両方に文書が保存されることとなり、文書の統一的な管理が困難な状況である。

公文書に該当する電磁的記録については、包括的及び体系的に一元管理できる機能を備えた文書管理システムに全て登録する仕組みを構築し、適切な管理を行うべきである。

上記の仕組みが整備されるまでの間は、組織共有ドライブ内にあるフォルダを使用することはやむを得ないと考えるが、一元管理を想定したフォルダ体系での管理運用等、最低限必要な措置を講じることが望まれる。

(5) 電子メール、チャット等の使用について

職員が職務遂行の過程で使用する電子メール、チャット等（以下「電子メール等」という。）は、公文書の定義、すなわち、職員が職務上作成し、又は取得したものであるか、職員が組織的に用いるものであるか、実施機関がその管理に係るメールサーバー等に保有しているものであるかという3つの要素に照らし合わせて、これに該当するものを公文書として取り扱うべきである。

公文書に該当する電子メール等のうち、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要なものについては、原則として、作成者又は第一取得者が文書管理システムに登録する等、国の通知やガイドラインを踏まえ、必要なルールを定めることが望まれる。

3 電子化の推進について

国の「行政文書の管理に関するガイドライン」において、「法令の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。」及び「紙媒体で取得した行政文書についても、適切にスキャナ等で読み取ること等により、電子媒体に変換し、当該電子媒体の文書を正本として管理

することができる。」と規定されている。

小田原市においても、紙媒体の公文書について、その性質を考慮した上で、積極的に電子化を推進することが望まれる。新たに制定する条例において、電子化の推進を規定し、電子化が適正に行われるよう必要なルールを手引等で定めることが必要である。

4 公文書の評価選別・廃棄・重要公文書の利用等について

(1) 公文書の評価選別・廃棄の仕組みについて

令和5年3月以前に永年保存とした文書及び保存期間が終了した文書について、市民と市の両方にとっての「重要性」を判断するための基準を設けるべきである。

「重要性」については、職員が一次的な判断を行うこととなるが、その判断の妥当性を保証するために、以下の仕組みづくりが必要である。

ア 評価選別基準の策定の際に、市民の意見を聴き、市民にとっての「重要性」を基準に加えることが考えられる。

イ 公文書を評価選別し、廃棄する際には、第三者から構成される委員会等の意見を聴くべきである。

ウ 将来的には、廃棄される公文書についても、市民の同意を得られるような仕組みづくりを検討すべきと考える。これは、市民への説明責任を徹底するという観点から、極めて重要な取組となる。

(2) 公文書館機能の整備について

小田原市においては、公文書館を設置せず、機能としてこれを整備することである。公文書館機能の整備については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会・調査研究委員会編「公文書館機能ガイドブック」を踏まえ、「ミニマムモデル」として示された水準の実現を目指して必要な体制整備や各種の措置を講ずるべきである。

(3) 重要公文書の利用の仕組みについて

公文書管理法や他の地方自治体の公文書管理条例の多くでは、公文書館等への移管前の公文書については、情報公開法・情報公開条例に基づく公開請求の対象とし、移管後の文書については公文書管理法・公文書管理条例に基づく利

用請求の対象にするという、二元的な公開又は利用の制度が採られている。

小田原市においては、所在地が本庁舎以外の実施機関から、長へ重要公文書に移管することは想定していないとのことである。その場合において、実施機関が保有する公文書の公開又は利用が2つの仕組みに分断されるのは、市民にとっての分かりやすさや利便性という点において問題がある。

公文書館機能の整備を目指す小田原市としては、積極的な公開が前提となる「重要公文書」の利用判断に際して、当該文書を作成又は取得した所管が適正に関与するとともに、公開が前提であるという意識を持つようにすれば、情報公開条例とも整合性のとれた対応が可能になると考える。

上記の点を踏まえれば、「重要公文書」を含む小田原市の公文書の公開又は利用については、情報公開条例の中で一元的に規定し、新たに制定する条例は、公文書の作成、整理及び保存を軸とした構成とすることが、市民の利便性を高める上で合理的であると考ええる。また、情報公開条例の枠組みで公開又は利用を規定する場合でも、公文書管理法において、文書の利用について時の経過を考慮することとされていることを勘案した上で運用することが望ましいと考える。

5 公文書の管理をチェックする仕組みについて

- (1) 小田原市における公文書の管理が適正かつ効率的に推進されているかどうかについては、市が自らその状況を正確に把握し、自律的な改善がなされるような仕組みを整備することが必要である。
- (2) 公文書管理を適正に行うために、管理責任者として課等の課長級の職員を、実務監督者として係長級の職員を置き、その指示に従い、全職員が適正に文書事務を行うなどの管理体制が必要である。
- (3) 実施機関は少なくとも年1回以上は公文書の管理の状況について自己点検を行い、その結果を長に報告することを条例に明記するべきである。
- (4) 上記の点検結果の妥当性及び実効性の評価については、第三者から構成される委員会等が客観的な立場から行うべきである。
- (5) 公文書の管理状況の把握、点検、評価の結果については、透明性の確保の観点から、市民に分かりやすい形で公表する必要がある。

6 職員の知識習得及び意識の向上について

公文書管理に係る問題の多くは人的要因（ヒューマンエラー）である。研修は職員に必要な知識を習得させ、その向上を図る上で重要な手段であり、市が自ら課題を発見し、適切な管理体制を構築するためのプログラムであることから、研修の実施を条例に明記すべきである。継続的な研修を通じて、職員一人一人の公文書管理に対する知識習得と意識向上を図ることが、実効性のある公文書管理の基盤となる。

7 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和7年 3月13日	市長からの諮問書「小田原市公文書管理条例のあり方について」を受付
令和7年 4月14日	第98回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 5月22日	第99回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 6月19日	第100回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 7月31日	第101回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 8月28日	第102回情報公開審査会 答申案の審議
令和7年 9月18日	第103回情報公開審査会 答申案の審議

情審第6号

令和7年（2025年）8月4日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書不存在決定処分に対する審査請求について（答申）

令和7年（2025年）3月4日付け事業第1165号で諮問（諮問第45号）のあった
公文書不存在決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在決定処分を取り消し、実施機関が公益社団法人全国競輪施行者協議会（以下「全輪協」という。）からの照会に対し、モーニング競輪の開催対応について回答するための決裁文書（令和 4 年度下半期分、令和 5 年度下半期分及び令和 6 年度下半期分、以下「開催対応に係る決裁文書」という。）を請求対象文書として特定した上で、公開又は非公開の決定を行うことが適当である。

第 2 本件請求の内容

審査請求人は、令和 6 年 10 月 25 日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「小田原競輪において、新型コロナ以外の理由で無観客開催（観客を場内へ入場させない開催）となった開催について、①対象の開催日が分かる文書、②対象の開催日の車券売上が分かる文書、③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書」について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を実施機関に対し行った。

第 3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、①対象の開催日が分かる文書及び②対象の開催日の車券売上が分かる文書については全部公開決定を行った。③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書については、令和 6 年 11 月 8 日付けで公文書不存在決定（以下、「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分に当たり、公文書を保有していない理由を「新型コロナ以外の理由で無観客開催を実施した 4 件の開催については、旧慣及び場内に観客を入れることが出来ない状況により、無観客開催となっていることから、提案から決定というプロセスが発生していないため」とした。
- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和 6 年 11 月 15 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対

し、審査請求書を提出した。

第4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼したが反論書の提出は無かった。
- 3 審査庁は当審査会に対し、令和7年3月4日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を変更し、③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書（以下「本件文書」という。）の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、公文書不存在の理由を「旧慣及び場内に観客を入れることができない状況」などと、あたかも受け身であるかのような表現をしているが、実際には「自主的かつ戦略的」と、「旧慣」でも「できない状況」でもなく、積極的に無観客開催を決定している例があり、この理由が虚偽であることは明白である。
- (2) 無観客開催をするためには、事前に観客へ周知しなければならず、開催にかかわる多くの委託業者や場内売店との調整など、観客を入れる場合と比べ通常とは異なる業務が発生する。このことから、自然に「無観客」が決定されることなどあり得ず、当然にプロセスが発生しているはずである。
- (3) 通常ではない事務の決定には、それ相応の理由と決定までの経緯があるはずであり、条例の目的である「透明で開かれた市政を推進する」ためにも、即時の公開を望む。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 新型コロナ以外の理由で無観客開催となった競輪は、令和3年度、令和4年度、令和5年度及び令和6年度にて確認された。
- 2 無観客開催の理由は、それぞれ令和3年度は近隣他場との競合を防ぐため戦略的かつ競合他施行者との協調によるもの、令和4年度及び令和5年度は近隣の学校行事と日程が重なるため学校側に配慮したもの、令和6年度は小田原競輪場内で大雨による土砂崩れがあったため場内に観客を入れることが出来ない状況によるものであった。
- 3 近年はインターネットによる売上だけでも十分な収益が見込めること、及びモーニング競輪については無観客開催が認められていることから、状況に応じて無観客開催を選択するようになっている。その場合、開催日程関係の担当者が判断し、上司の承認を得るプロセスだけなので、審査請求人が求める、③対象の開催日ごとに、誰がどのような理由で「無観客」を提案したかが分かる文書及び④対象の開催日ごとに、無観客の提案から決定までの経緯が分かる文書に該当するものは存在しない。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び実施機関の提出文書に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

審議に当たり、本件文書の存否を確認するため、当審査会は、実施機関に対し、無観客開催としたことに関連した文書、課内で供覧したとされている文書等の提出を求めたところ、開催対応に係る決裁文書が提出された。

この開催対応に係る決裁文書は、実施機関が全輪協からの照会に対し、該当時期のモーニング競輪の開催対応を回答するための決裁文書であって、課長が起案し、課内職員の回議を経て、部長が決裁しており、令和5年2月10日は近隣の学校行事のため無観客開催、令和6年2月10日は無観客開催、令和6年9月30日は無観客開催とする旨記載されている。

よって、開催対応に係る決裁文書は、照会に対する回答のための決裁文書であるとともに、無観客開催とすることについて、課長が起案し、部長が承認したことを

示す文書と考えられる。

したがって、開催対応に係る決裁文書を、請求対象文書として特定した上で、公開又は非公開の決定を行うことが適当であると判断する。

以上の理由から、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

第 8 付言

当審査会の結論は、上記のとおりであるが、次のとおり付言する。

今回、実施機関からは、令和 4 年度下半期分、令和 5 年度下半期分及び令和 6 年度下半期分については、開催対応に係る決裁文書が提出されたが、令和 3 年度分にあっては、全輪協からの照会がなかったため、意思決定の経緯を示す文書が存在しないとのことであった。

小田原市文書管理規程において、「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」及び「文書による事務の処理は、小田原市事務決裁規程その他に定めるところにより決裁を受けなければならない。」と規定している。今後は、事業の実施において、原則、文書を作成し、決裁手続を経ることを強く望むものである。

第 9 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和 7 年 3 月 4 日	審査庁からの諮問書を受付
令和 7 年 4 月 14 日	第 98 回情報公開審査会 事案の審
令和 7 年 5 月 22 日	第 99 回情報公開審査会 事案の審議
令和 7 年 6 月 19 日	第 100 回情報公開審査会 答申案の検討

情審第 19 号

令和 8 年（2026 年）3 月 4 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市情報公開審査会

会 長 林 良英

公文書一部公開決定処分に対する審査請求について（答申）

令和 7 年（2025 年）8 月 14 日付け企第 1764 号で諮問（諮問第 46 号）のあった公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

審査請求人の公文書公開請求に対し、小田原市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分は妥当である。

第 2 本件請求の内容

審査請求人は、令和 7 年 4 月 29 日付けで、小田原市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、小田原市職員懲戒分限審査委員会（以下「本件審査委員会」という。）の構成員及び市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証作業に関連する処分を取り扱った審査委員会の会議録（以下「本件文書」という。）の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

第 3 審査請求の経緯

- 1 実施機関は、本件請求に対し、令和 7 年 5 月 14 日付けで、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 本件処分は、公開をしないとした部分の概要を、本件審査委員会に付議された、市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証作業に係る案件名及びその内容が特定される部分とし、公開をしない理由を次の二つとした。

一つ目は、条例第 8 条第 1 号に該当し、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもののため。

二つ目として、条例第 8 条第 4 号ウに該当し、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもののためとした。

- 3 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和 7 年 6 月 9 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、審査庁（小田原市長）に対し、審査請求書を提出した。

第 4 諮問の経緯

- 1 審査庁は実施機関に対し、弁明書の提出を依頼し、実施機関は審査庁に対し、令和 7 年 7 月 1 日付けで弁明書を提出した。
- 2 審査庁は審査請求人に対し、弁明書を送付するとともに反論書の提出を依頼した

が、反論書の提出は無かった。

- 3 審査庁は、本件処分は妥当であると判断し、当審査会に対し、令和7年8月14日付けで諮問書を提出した。

第5 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 複数の小田原市職員が本件審査委員会の決定により口頭注意を受けたことに対して疑念がある。
- (2) 市は非公開の理由を、「特定の個人を識別できるもの及び特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのあるもののため」及び「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれのあるもののため」としている。
- (3) 処分対象となった小田原市職員は地方公務員であり、職務遂行上瑕疵等による処分であるならば処分対象となった行為や処分決定の経緯等については開示すべきと考える。
- (4) この度の処分行為は小田原市が掲げた5つの事案に係る検証作業に端を発するものであり、検証作業そのものに対象事業の抽出や検証方法等様々な疑義が生じており、本件審査委員会においても公正で客観的な議論が行われたものか疑義が生じるところである。
- (5) 以上の点から、本件処分のうち公開しないとした部分を開示することを求める。

第6 実施機関の主張の要旨

弁明書によると、実施機関の主張の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書に記載の職員の採用年月日及び年齢については、条例第8条第1号ただし書イ本文には該当せず、同条第1号に該当し、非公開としたものである。
- 2 職員の氏名を公開することは、その職員が懲戒処分の審査対象となったこと、又は、懲戒処分ではない文書訓告等の注意を受けたことが公になることになる。

- 3 本来、懲戒処分ではない注意は、今後の職務を適切に行うよう指導注意するものであり、本人を制裁するものではないため、公表対象とはなっていない。
- 4 注意された職員の氏名の公開は、今後の職務を適切に行うための指導注意という本来の効果を損なうおそれがあり、個人の権利利益を不当に害するおそれ及び公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第1号ただし書イのただし書及び同条第4号ウに該当するものである。
- 5 本件文書に係る事案は、「市の事務事業に関して懸案とされる事案の検証結果報告書」（以下「当該報告書」という。）に記載されており、当該報告書には事案に関係した職員の職名が記載されているとともに、当該報告書は公開されている。

したがって、公開をしないとした部分と他の公開されている資料を突き合わせると、容易にその職名の職員が特定できるものとなっている。
- 6 本件で問題となっている2つの事案が公開されると、文書訓告等の注意を受けた職員が、5つの事案に挙げられている関係職員からこれら2つの事案の関係職員に絞られ、より容易にその職員が推測することができることとなる。

第7 審査会の判断

当審査会では、審査請求人の審査請求書、実施機関の弁明書及び関係資料に基づき、本件処分の妥当性について調査し、審議した結果、以下のように判断する。

1 公開をしない理由とした条例第8条第1号及び第4号ウの解釈

実施機関は、本件処分において公開をしないとした理由に、条例第8条第1号及び第4号ウに該当するためとしている。そこで、まず当該規定に関する当審査会の認識を示すこととする。

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「個人に関する情報」を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、プライバシーである。しかし、プライバシーの概念が必ずしも明確ではなく、その範囲につき見解が分かれることが少なくない

ため、個人を識別しうる情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものをただし書で例外的公開事項として列挙している。そこで、ただし書アとして、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を規定し、ただし書イとして、「個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名、職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定して、これらを例外的公開事項としているものである。

ただし書イは、「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該公務員等の個人の権利利益を不当に害するおそれのある場合にあっては、当該部分を除く」と例外規定の例外を規定するものである。

(2) 条例第8条第4号ウについて

条例第8条第4号は「市等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

当該規定の「人事管理に係る事務」とは、市等が行う職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務である。

「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、勤務評定や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものなどが考えられる。

2 公開をしないとした部分の非公開情報該当性について

(1) 非公開情報該当性の基本的な考え方について

条例は第1条の目的条項において、「市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たす」ことを掲げ、第8条においては、「公文書は原則として公開義務がある」ことを定めており、その例外として、非公開情報を個別に定めている。

したがって、公文書に記録されている情報の非公開情報該当性については、市民の知る権利や市民への説明責任を前提とし、それを上回る保護法益が実質的に存在するか否かという観点から判断されるべきものである。

これらを踏まえ、本件文書のうち、公開をしないとした部分の非公開情報該当性について検討していく。

なお、本件文書は「小田原市職員懲戒分限審査委員会に関する要綱」、「第 93 回小田原市職員懲戒分限審査委員会議事録（以下「議事録」という。）及び「事実確認書」で構成されている。

(2) 公表された注意措置に係る職員の人数及び注意内容について

ア 地方公務員法第 29 条では、職員が法令等の規定に違反するなどの非違行為があった場合には、これに対する懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができると規定している。

一方、実施機関では、地方公務員法に基づく懲戒処分に至らないものであっても、職員の職務の適正化や再発防止のために必要があると認めるときは、将来を戒める「文書訓告」、「口頭注意」などの注意措置を行っている。

イ 懲戒処分のうち本市の職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る事案は公表される。

注意措置については、その目的が職員に対して今後の職務を適切に行うよう指導するものであるため、公表対象となっていない。

しかし、本件文書に係る事案については、実施機関が事態の重大さを考慮し、例外的に、注意措置の対象となった職員の人数及び注意内容に限って記者発表で公表したことが認められる。

(3) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

ア 事実確認書に記載された、職員の採用年月日及び年齢については条例第 8 条第 1 号に該当する。

イ 本件文書は本件審査委員会の議事録及び事実確認書であるところ、本件審査委員会での審査の対象となった事案は、当該報告書で公表されている 5 つの事案のうちの 2 件（以下「本件 2 事案」という。）である。

本件文書には本件 2 事案に関与した職員の氏名が記載されている。職員の氏名については、ただし書イに規定する職務の遂行に関する情報であるが、本件文書を公開することで、注意措置の対象となった職員が特定され、当該職員の私生活における個人の権利利益を害するおそれが生じる。

また、本件文書中職員の氏名を非公開とし、その余の記載を公開した場合には、5つの事業のうち、どの2事業が本件審査委員会の対象になったかが明らかになる。そして、本件文書の本件2事案に関する記述と当該報告書に記載されている本件2事案の関係職員の職名を照合すると、注意措置の対象となった職員の特定が容易となる。

本件2事案の事業内容もただし書イに規定する職務の遂行に関する情報であるが、本件文書を公開することで、当該職員の私生活における個人の権利利益を害するおそれが生じることは、氏名を公開した場合と変わらない。

したがって、本件文書において公開をしないとした部分は、条例第8条第1号ただし書イには該当せず、条例第8条第1号本文の非公開情報に該当する。

(4) 条例第8条第4号ウの該当性について

注意措置の本来の目的は、今後の職務を適切に行うように指導するものである。しかし、本件文書の公開により、職員が特定された場合、注意措置は本来の目的を超えて、当該職員に対して事実上の社会的制裁を課すものとなる。

したがって、本件文書を公開することは、注意措置の本来の効果を損ない、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、同条第4号ウに該当する。

以上の理由から、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 審議等の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和7年 8月14日	審査庁からの諮問書を受付
令和7年 8月28日	第102回情報公開審査会 事案の審議
令和7年 9月18日	第103回情報公開審査会 事案の審議
令和7年10月22日	第104回情報公開審査会 事案の審議
令和7年11月17日	第105回情報公開審査会 答申案の審議

令和 8 年 1 月 14 日	第 106 回情報公開審査会 答申案の審議
-----------------	-----------------------

2 個人情報保護審査会の答申

令和 7 年（2025 年）12 月 8 日

審査庁 小田原市長 様

小田原市個人情報保護審査会

会 長 林 良英

市立病院の診療録開示手数料について（答申）

令和 7 年（2025 年）8 月 28 日付け病医第 168 号で諮問（諮問第 15 号）のあった市立病院の診療録開示手数料の事案について、次のとおり答申します。

1 諮問事案

市立病院の診療録開示手数料を徴収することについて

2 審査会の結論

諮問された事案は、これを適当と認める。

3 審査会の判断

(1) 市立病院事業は、地方公営企業法の適用を受ける事業であり、同法第 3 条に規定する経営の基本原則に基づいて運営されている。

このため、地方公営企業としての機能を維持、向上させることで公共の福祉の増進を持続的に提供することが求められる。

(2) 公共の福祉の増進を持続的に図っていく必要性、企業の経済性の発揮を求められる公営事業の特性等に鑑み、受益者に対し市立病院運営に当たるコストの一部の負担を求めることについては妥当であると考ええる。

(3) 開示作業に係る事務作業のコストを考慮すると、一定程度の手数料の徴収はやむを得ないが、開示請求の妨げになるような高額な料金設定は避けるべきである。料金設定の際は、同規模・同程度の病院等の手数料及び市で定めるその他の手数料とのバランスを勘案しながら定めた方が良いと考える。

(4) 生活保護利用者等への手数料の減免措置については、他の実施機関との考え方のバランスを考慮するよう配慮いただきたい。

(5) 死者に関する情報開示については、今後、他の実施機関と協議し、実施機関共通

の運用を定めることが望ましい。

4 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のように審議等を行った。

年月日	経過内容
令和7年 8月 28日	審査庁からの諮問書を受付
令和7年 8月 28日	第81回個人情報保護審査会 事案の審議
令和7年 9月 18日	第82回個人情報保護審査会 事案の審議
令和7年 10月 27日	第83回個人情報保護審査会 事案の審議
令和7年 11月 17日	第84回個人情報保護審査会 答申案の検討

3 公文書公開請求・個人情報の 開示請求の内容及び処理状況（全件）

公文書公開請求処理台帳

<令和7年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和7年4月3日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	生涯学習課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	図書館	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	建設政策課	市長	取下げ			
令和7年4月3日	金入り設計書	消防総務課	消防長	公開			
令和7年4月3日	金入り設計書	子ども若者支援課	市長	公開			
令和7年4月3日	小田原市市民活動・協働応援制度補助金事業について 令和7年度交付事業に認定された下記事業の申請書及び一切の添付資料	地域政策課	市長	一部公開	1		
令和7年4月4日	道路位置指定同意書綴当	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年4月6日	農地法に関する資料	農業委員会事務局	農業委員会	一部公開	1	2	5
令和7年4月6日	市の土砂条例に関する資料	農政課	市長	取下げ			
令和7年4月10日	小田原三の丸ホールの公募の際、選定された事業者が提出した書類	文化政策課	市長	一部公開	2		
令和7年4月14日	供用開始告示文書・平面図	土木管理課	市長	公開			
令和7年4月16日	公立学校施設等の統括表	教育総務課	教育委員会	公開			
令和7年4月17日	賃貸借契約書	商業振興課	市長	一部公開	2	4	
令和7年4月22日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年4月22日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年4月22日	金入り設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年4月22日	金入り設計書	商業振興課	市長	公開			
令和7年4月22日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年4月23日	住宅部分の各住戸の玄関扉の防火設備の仕様が分かる図面	消防総務課	消防長	不存在			
令和7年4月24日	要望書	防災対策課	市長	一部公開	1		
令和7年4月24日	令和6年度インフラ群の一元管理による業務の効率化調査成果品一式	道水路整備課	市長	公開			
令和7年4月24日	要望書	消防総務課	消防長	一部公開	1		
令和7年4月24日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年4月28日	小田原市ふるさと応援寄附金事業支援業務委託公募型プロポーザル提案書	企画政策課	市長	一部公開	1	2	
令和7年4月29日	懲戒分限委員会の会議録等	職員課	市長	一部公開	1	4	
令和7年4月30日	豊川小学校の2025年度入学児童に配布された資料	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年5月1日	火災事故報告書	消防総務課	消防長	一部公開	1		
令和7年5月1日	相談カード等	建築指導課	市長	公開			
令和7年5月1日	豊川市民集会所施設の構造が分かる図面	地域政策課	市長	公開			
令和7年5月1日	小田原市豊川支所外構改修工事 設計図 豊川村役場庁舎新築工事図面 豊川公民館配置図	戸籍住民課	市長	公開			
令和7年5月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式 大号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年5月1日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年5月2日	埋蔵文化財実績報告書	文化財課	市長	一部公開	1		
令和7年5月2日	新型コロナウイルス防疫種に関する情報	健康づくり課	市長	一部公開	1		
令和7年5月8日	支出負担行為何票	地域政策課	市長	一部公開	1		
令和7年5月8日	名義後援申請書	総務課	市長	一部公開	1		
令和7年5月13日	認定申請書	総務課	市長	一部公開	1		
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	文化政策課	市長	公開			
令和7年5月14日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年5月15日	人件費及び労務費の標準単価	文化財課	市長	公開			
令和7年5月15日	議事録	議会総務課	議会	取下げ			
令和7年5月15日	回答書	防災対策課	市長	一部公開	1		
令和7年5月15日	回答書	消防総務課	消防長	一部公開	1		
令和7年5月15日	普通交付税調査表、地方特例交付金調査表	財政課	市長	公開			
令和7年5月19日	職員の職歴	職員課	市長	一部公開	1		
令和7年5月19日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年5月19日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年5月19日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年5月19日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年5月19日	金入り設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年5月19日	小動物(猫の死骸)の引取及び持ち込みデータ	環境事業センター	市長	公開			
令和7年5月22日	PTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	一部公開	1	2	
令和7年5月22日	PTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年5月23日	議事録	コンプライアンス推進課	市長	公開			
令和7年5月26日	危険物施設台帳	消防総務課	消防長	公開			
令和7年5月26日	公立学校施設等の統括表	教育総務課	教育委員会	公開			
令和7年5月27日	道路位置指定同意書綴り	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年5月29日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	保健給食課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	保健給食課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年5月30日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年6月2日	金入り設計書	文化政策課	市長	公開			
令和7年6月3日	道路相談カード等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年6月3日	小田原市内の、土地の所在・地番・地目 * 地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の登記情報を含む一覧の電磁的記録で最新のもの	資産税課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月4日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年6月5日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年6月5日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年6月6日	職員の離職者について	職員課	市長	一部公開	1		
令和7年6月6日	職員の離職者について	職員課	市長	不存在			
令和7年6月6日	会計年度任用職員の再度の任用について	職員課	市長	不存在			
令和7年6月6日	離職者への再就職支援措置等について	職員課	市長	一部公開	1		
令和7年6月6日	離職者への再就職支援措置等について	職員課	市長	不存在			
令和7年6月6日	会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について	職員課	市長	一部公開	1		
令和7年6月6日	会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について	職員課	市長	不存在			
令和7年6月6日	職員の離職者について	教育総務課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年6月6日	職員の離職者について	教育総務課	教育委員会	不存在			
令和7年6月6日	会計年度任用職員の再度の任用について	教育総務課	教育委員会	不存在			
令和7年6月6日	離職者への再就職支援措置等について	教育総務課	教育委員会	不存在			
令和7年6月6日	会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について	教育総務課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年6月6日	会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について	教育総務課	教育委員会	不存在			
令和7年6月6日	小田原市消防本部の管轄区域における、消防法施行令別表第一(一)～(二十)に該当する防火対象物に関する書類	消防総務課	消防長	一部公開	1		
令和7年6月10日	選挙運動費用収支報告書	選挙管理委員会	選挙管理委員会	一部公開	2		
令和7年6月16日	金入り設計書	上下水道局	市長	公開			
令和7年6月16日	農地転用許可に関する書類	農業委員会事務局	農業委員会	一部公開	1	2	5
令和7年6月19日	解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年6月27日	損害保険証券等	経営総務課	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	事業課	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	生涯学習課	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	図書館	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	健康づくり課	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	農政課	市長	一部公開	1	2	
令和7年6月27日	損害保険証券等	小田原城総合管理事務所	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	建築課	市長	公開			
令和7年6月27日	損害保険証券等	出納室	市長	一部公開	2		
令和7年6月27日	損害保険証券等	総務課	教育委員会	取下げ			
令和7年6月27日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年7月2日	地質調査委託業務報告書	教育総務課	市長	公開			
令和7年7月3日	地質調査委託業務報告書	文化政策課	市長	公開			
令和7年7月4日	会議録	職員課	市長	一部公開	1	5	
令和7年7月4日	招待状	文化政策課	市長	公開			
令和7年7月4日	地質調査報告書	契約検査課	市長	公開			
令和7年7月4日	住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年7月15日	講義資料	高齢介護課	市長	公開			
令和7年7月22日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴りのうち、令和7年5月1日～令和7年7月20日 届出分	開発審査課	市長	公開			
令和7年7月24日	出張命令	秘書室	市長	公開			
令和7年7月25日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年7月25日	金入り設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年7月28日	市長のモルディブ共和国訪問に関する文書	文化政策課	市長	公開			
令和7年7月28日	市長のモルディブ共和国訪問に関する文書	文化政策課	市長	公開			
令和7年7月28日	住居表示付定処理簿と該当の住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年7月31日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例の説明報告書	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年7月31日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年7月31日	金入り設計書	道水路整備課	市長	取下げ			
令和7年8月1日	道路相談カード等	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年8月4日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	公開			
令和7年8月4日	建設リサイクル法の届出処理簿	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年8月5日	道路相談カード等	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年8月9日	FM小田原が小田原市役所に入居した経緯が分かる文書	広報広聴室	市長	一部公開	1		
令和7年8月13日	金入り設計書	文化財課	市長	公開			
令和7年8月19日	8月15日の議会運営委員会において開催理由となった文書	議会総務課	議会	不存在			
令和7年8月29日	金入り設計書	教育総務課	市長	取下げ			
令和7年9月3日	金入り設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年9月4日	金入り設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年9月5日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年9月4日	令和6年度の防火設備検査定期報告	建築指導課	市長	公開			
令和7年9月4日	金入り設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年9月9日	小田原市立中央図書館で行われたイベント一覧等	図書館	市長	一部公開	1		
令和7年9月12日	会議録	経営管理課	市長	公開			
令和7年9月18日	豊川小学校のPTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年9月18日	豊川小学校のPTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年9月25日	道路位置指定同意書綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年9月26日	行政案に関する資料	企画政策課	市長	一部公開	3		
令和7年9月26日	行政案に関する資料	企画政策課	市長	一部公開	3		
令和7年9月26日	行政案に関する資料	企画政策課	市長	公開			
令和7年9月26日	行政案に関する資料	企画政策課	市長	一部公開	2	3	4
令和7年9月26日	行政案に関する資料	企画政策課	市長	公開			
令和7年9月26日	行政案に関する資料	企画政策課	市長	不存在			
令和7年9月30日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年10月1日	小田原競輪場へ観客を入れなければならない理由がわかる文書。 令和2年度から取り入れた競輪包括委託の業務内容と経費率の計算、小田原競輪場へ観客を入れるための業務と経費を全て盛り込んだ理由がわかる書類。	事業課	市長	公開			
令和7年10月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年10月1日	建設リサイクル法の届出処理簿の写し	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年10月3日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年10月3日	金入り設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年10月3日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年10月3日	金入り設計書	小田原城総合管理事務所	市長	公開			
令和7年10月5日	小田原市立小学校における以下の文書の請求 1: 家庭環境調査票様式	教育指導課	教育委員会	公開			

公文書公開請求処理台帳

<令和7年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和7年10月5日	小田原市立小学校における以下の文書の請求 2: 同様式の起案・決裁文書 3: PTA関連の通知・要綱・事務取扱要領 4: PTAとの協定・覚書 ※学校別に取りまとめ	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年10月5日	小田原市立小学校における以下の文書の請求 2: 同様式の起案・決裁文書 3: PTA関連の通知・要綱・事務取扱要領 4: PTAとの協定・覚書 ※学校別に取りまとめ	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年10月6日	豊川小学校の「諸費の口座引落しに係る金融機関への手続きについてのお願い」に関連する行政文書	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年10月6日	豊川小学校の「諸費の口座引落しに係る金融機関への手続きについてのお願い」に関連する行政文書	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年10月6日	豊川小学校の「諸費の口座引落しに係る金融機関への手続きについてのお願い」に関連する行政文書	教育指導課	教育委員会	非公開			
令和7年10月6日	道路相談カード等	教育指導課	教育委員会	一部公開	1	2	
令和7年10月6日	豊川小学校の学校運営協議会およびPTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年10月6日	豊川小学校の学校運営協議会およびPTAに関する書類	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年10月8日	小田原市上下水道局共通基礎単価	水道整備課	市長	公開			
令和7年10月8日	2020年度以降に、小田原市立三の丸小学校が、PTAまたはそれに類する保護者団体に対して、提供または学校内で閲覧させた、生徒・保護者の個人情報に記載した名簿・一覧・データファイル「そのもの」。	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年10月8日	2020年度以降に、小田原市立三の丸小学校が、PTAまたはそれに類する保護者団体に対して、提供または学校内で閲覧させた、生徒・保護者の個人情報に記載した名簿・一覧・データファイル「そのもの」。	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年10月10日	金入り、金抜き内訳設計書等	水道整備課	市長	公開			
令和7年10月10日	金入り、金抜き内訳設計書等	下水道整備課	市長	公開			
令和7年10月10日	金入り、金抜き内訳設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年10月10日	金入り、金抜き内訳設計書等	道水路整備課	市長	公開			
令和7年10月10日	金入り、金抜き内訳設計書等	小田原城総合管理事務所	市長	公開			
令和7年10月10日	金入り、金抜き内訳設計書等	教育総務課	市長	公開			
令和7年10月11日	会議録等	文化政策課	市長	公開			
令和7年10月11日	会議録等	文化政策課	市長	不存在			
令和7年10月12日	小田原市公文書管理条例のあり方の答申	総務課	市長	公開			
令和7年10月12日	小田原市文書管理の適正化庁内検討会の議事録	総務課	市長	不存在			
令和7年10月12日	小田原市公文書管理条例 答申に関する情報公開審議会の会議議事録	総務課	市長	公開			
令和7年10月14日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年10月14日	金入り内訳設計書等	農政課	市長	公開			
令和7年10月14日	道路相談カード等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年10月15日	境界確認報告書等	土木管理課	市長	一部公開	1	2	5
令和7年10月17日	広域農道小田原湯河原線 小田原市管理区間の道路平面図	農政課	市長	公開			
令和7年10月21日	道路相談カード等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年10月22日	金入り設計書	文化政策課	市長	公開			
令和7年10月24日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年10月28日	手当支給額および認定資料	職員課	市長	一部公開	1		
令和7年10月31日	道路位置指定同意綴	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年10月31日	小田原市ボランティア活動補償制度についての契約、保険証券、事故件数および保険金額	地域政策課	市長	公開			
令和7年10月31日	鈴まっデザイン企画提案書	青少年課	市長	一部公開	2		
令和7年11月4日	2025年1月1日以降に、小田原市立小学校および中学校(三の丸小学校を除く)が、PTAまたはそれに類する保護者団体(例: PTA本部・学年/学級委員組織・保護者会・保護者有志団体・おやじの会 等)に対して、提供(交付・送信)または学校内で閲覧させた、生徒・保護者の個人情報を記載した名簿・一覧・データファイル「そのもの」。	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年11月4日	2025年1月1日以降に、小田原市立小学校および中学校(三の丸小学校を除く)が、PTAまたはそれに類する保護者団体(例: PTA本部・学年/学級委員組織・保護者会・保護者有志団体・おやじの会 等)に対して、提供(交付・送信)または学校内で閲覧させた、生徒・保護者の個人情報を記載した名簿・一覧・データファイル「そのもの」。	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年11月4日	小田原市教育委員会指令第4613号において、「公文書を保有していない理由」ものの根拠を示す書類	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年11月4日	小田原市教育委員会指令第4613号において、「公文書を保有していない理由」ものの根拠を示す書類	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年11月4日	小田原市教育委員会指令第4613号記載の「2025年度にPTA会計担当にCD-ROMデータで渡し、使用後に回収した児童名簿」の提供に關しての資料	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年11月4日	小田原市教育委員会指令第4613号記載の「2025年度にPTA会計担当にCD-ROMデータで渡し、使用後に回収した児童名簿」の提供に關しての資料	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年11月4日	小田原市立三の丸小学校における、2025年度(令和7年度)以降の、PTAまたはそれに類する保護者団体(以下「PTA等」という。)への生徒・保護者の個人情報(名簿・一覧・データファイル等)の提供(交付・送信・閲覧を含む)に関する資料	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和7年11月5日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年11月6日	道路占用掘削の許可証及び図面	土木管理課	市長	一部公開	1	2	
令和7年11月7日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年11月10日	解体等の届出書	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年11月11日	金入り設計書	農政課	市長	公開			
令和7年11月11日	金入り設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年11月11日	金入り設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年11月11日	金入り設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年11月11日	金入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年11月11日	公営事業部事業課の収入及び支出、職員の個々の業務分担、及び時間外勤務の時間数に関する電子データ	事業課	市長	一部公開	1		
令和7年11月11日	公営事業部事業課の収入及び支出、職員の個々の業務分担、及び時間外勤務の時間数に関する電子データ	事業課	市長	公開			
令和7年11月17日	金額入り内訳設計書一式 金額抜き内訳設計書一式、諸条件調書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年11月17日	金額入り内訳設計書一式 金額抜き内訳設計書一式、諸条件調書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年11月17日	金額入り内訳設計書一式 金額抜き内訳設計書一式、諸条件調書	スポーツ課	市長	公開			
令和7年11月17日	金額入り内訳設計書一式 金額抜き内訳設計書一式、諸条件調書	水道整備課	市長	公開			
令和7年11月20日	金額入り設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年11月25日	道路交代用地 事前相談審議カード	建築指導課	市長	公開			
令和7年11月28日	危険物屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所の施設台帳のデータ	消防総務課	消防長	公開			
令和7年12月1日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式第1号に関する写真の綴り	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和7年12月1日	建築リサイクル法の届出処理簿の写し	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和7年12月3日	廃止 済 位置指定道路 図書・廃止図書	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年12月8日	優良工事に表彰された株式会社若林組の本店所在地が分かる書類	契約検査課	市長	不存在			
令和7年12月8日	優良工事に表彰された株式会社若林組の本店所在地が分かる書類	経営総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	優良工事に表彰された株式会社若林組の本店所在地が分かる書類	建設政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	下水道整備課	市長	取下げ			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	下水道整備課	市長	取下げ			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	下水道整備課	市長	公開			

公文書公開請求処理台帳

<令和7年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号		
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	教育総務課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	地域政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	地域政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	地域政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	浄水管理課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	資産経営課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	資産経営課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	スポーツ課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	保育課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	環境事業センター	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	建築課 (建設政策課)	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	小田原城総合管理事務所	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年12月8日	金抜設計書、金入設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年12月10日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年12月11日	金入設計書	保育課	市長	公開			
令和7年12月11日	金入設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年12月11日	金入設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和7年12月11日	金入設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月11日	金入設計書	水道整備課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	水道整備課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	農政課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	建設政策課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	金入設計書	道水路整備課	市長	取下げ			
令和7年12月11日	校務支援システムにおける操作ログ	教育指導課	教育委員会	一部公開	5		
令和7年12月11日	支出に関する一切の公文書	教育指導課	教育委員会	公開			
令和7年12月12日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1	2	
令和7年12月15日	警防計画に関する資料	消防総務課	消防長	一部公開	1	5	
令和7年12月15日	小田原市顧問弁護士に相談した際の資料および顧問弁護士の見解が分かる資料	総務課	市長	公開			
令和7年12月15日	病児保育事業に関する資料	保育課	市長	一部公開	1	2	
令和7年12月16日	特殊地下壕の図面	建設政策課	市長	公開			
令和7年12月18日	切手の購入履歴等がわかるもの	教育総務課	教育委員会	一部公開	1		
令和7年12月22日	金抜き設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	水道整備課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	農政課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	建設政策課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	道水路整備課	市長	公開			
令和7年12月22日	金抜き設計書	下水道整備課	市長	公開			
令和8年1月5日	住居表示台帳及び付番された年月日がわかるもの	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年1月5日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年1月7日	契約書1式及び業者選定調書等	経営管理課	病院事業管理者	一部公開	2		
令和8年1月9日	住居表示台帳	建築指導課	市長	公開	1		
令和8年1月9日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年1月13日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年1月13日	金抜き設計書	下水道整備課	市長	取下げ			
令和8年1月15日	募集要項・要求水準書等	スポーツ課	市長	一部公開	2		
令和8年1月16日	建設リサイクル法受付簿	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年1月26日	金入設計書一式	教育総務課	市長	公開			
令和8年1月26日	金入設計書一式	教育総務課	市長	公開			
令和8年1月28日	道路相談カード綴り	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年2月2日	議決書類	議会総務課	議会	公開			
令和8年2月2日	建設リサイクル法の届出処理簿の写し	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年2月2日	小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例に係る様式	開発審査課	市長	一部公開	1		
令和8年2月5日	住居表示付定処理簿と該当の住居表示台帳	建築指導課	市長	一部公開	1		
令和8年2月9日	教育委員会が学校長に対して行った「指導」の全文がわかる文書等	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和8年2月9日	教育委員会が学校長に対して行った「指導」の全文がわかる文書等	教育指導課	教育委員会	一部公開	5		
令和8年2月9日	小田原市立三の丸小学校の校務支援システム(EDUCOMマネージャー-C4th等)において、電子ファイル「2025PTA会費集金用名簿P用.xls」に対し、作成、編集、保存、または外部出力(Excel・CSV出力、印刷、名簿出力機能による抽出等)の操作を行った全操作者の操作ログ 小田原市教育委員会指令第5205号等)に対し、小田原市教育委員会教育指導課の職員(指導係等)が、対象文書の特定、存否確認、および一連の事実関係を把握するために、三の丸小学校の教職員に対して行ったヒアリング資料等	教育指導課	教育委員会	不存在			
令和8年2月9日	三の丸小学校教諭の動き記録等	教育指導課	教育委員会	一部公開	1		

公文書公開請求処理台帳

<令和7年度>

請求日	公開請求の概要(運用状況報告用)	担当課	部局	決定	非公開該当号			
令和8年2月16日	「小田原スポーツ・文化運営企業体」が市へ提出した令和4年度から令和6年度の事業報告書・収支報告書等	スポーツ課	市長	一部公開	1	2		
令和8年2月16日	衆議院議員選挙の開票録等	選挙管理委員会	選挙管理委員会	一部公開	1			
令和8年2月17日	小田原市放課後児童クラブ運営業務委託に関する報告書等	教育総務課	市長	公開				
令和8年2月17日	小田原市放課後児童クラブ運営業務委託に関する報告書等	教育総務課	市長	一部公開	1			
令和8年2月17日	小田原市放課後児童クラブ運営業務委託に関する報告書等	教育総務課	市長	不存在				
令和8年2月19日	令和6年、8年の選挙に関する文書等	選挙管理委員会	選挙管理委員会	公開				
令和8年2月19日	令和6年、8年の選挙に関する文書等	選挙管理委員会	選挙管理委員会	一部公開	1			
令和8年2月19日	令和6年、8年の選挙に関する文書等	選挙管理委員会	選挙管理委員会	不存在				
令和8年2月19日	道路位置指定同意綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2		
令和8年2月21日	マイクロフィルムの電子化作業に関する調達に関連する公文書等	総務課	市長	公開				
令和8年2月22日	小田原市消防団の組織図および役員名簿等	消防総務課	消防長	一部公開	1			
令和8年3月2日	道路相談カード綴等	建築指導課	市長	一部公開	1	2		
令和8年3月6日	建設リサイクル法受付簿	建築指導課	市長	一部公開	1			
令和8年3月6日	小田原市総合文化体育館、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場における選定時(小田原スポーツ・文化運営企業体)の事業計画書、収支予算書	スポーツ課	市長	一部公開	1	2		
令和8年3月10日	ファイル管理簿	総務課	市長	公開				
令和8年3月18日	丈量図	土木管理課	市長	公開				
令和8年3月19日	金抜き設計書	建築指導課政策課	市長	公開				
令和8年3月19日	金抜き設計書	農政課	市長	公開				
令和8年3月19日	金抜き設計書	文化財課	市長	公開				
令和8年3月19日	道路位置指定同意書綴り	建設指導課	市長	一部公開	1			
令和8年3月19日	放課後児童クラブ、訪問、管理等の記録	教育総務課	教育委員会	一部公開	1			
令和8年3月22日	校務支援システムにおける操作ログ等	教育指導課	教育委員会	公開				
令和8年3月22日	校務支援システムにおける操作ログ等	教育指導課	教育委員会	不存在				
令和8年3月23日	道路位置指定同意綴	建築指導課	市長	一部公開	1			
令和8年3月30日	道路相談カード綴	建築指導課	市長	一部公開	1	2		
令和8年3月30日	プロポーザルにおける内容及び文書	教育指導課	市長	一部公開	2			
令和8年3月31日	占用に係る承諾書	土木管理課	市長	取下げ				

個人情報開示請求処理台帳

<令和7年度>

請求日	個人情報の概要（運用状況報告用）	担当課	部局	決定	非開示 該当号
令和7年4月11日	介護保険認定調査票及び主治医意見書	高齢介護課	市長	開示	
令和7年4月15日	介護保険要介護認定に関する書類	高齢介護課	市長	開示	
令和7年4月15日	介護保険要介護認定に関する書類	高齢介護課	市長	不開示（不存在）	
令和7年4月16日	家屋見取図調書	資産税課	市長	開示	
令和7年5月16日	家屋調査書	資産税課	市長	開示	
令和7年5月20日	虐待に関する資料	障がい福祉課	市長	開示	
令和7年5月22日	介護保険料の還付書類	高齢介護課	市長	一部開示	2
令和7年5月28日	住民異動届等文書	戸籍住民課	市長	一部開示	2
令和7年5月29日	相談・苦情処理委員会に関する書類	コンプライアンス推進課	市長	一部開示	2 7
令和7年5月29日	相談・苦情処理委員会に関する書類	コンプライアンス推進課	市長	開示	
令和7年6月11日	印鑑登録証明申請書	戸籍住民課	市長	開示	
令和7年6月12日	住民票の写し請求書等	戸籍住民課	市長	一部開示	2
令和7年6月20日	戸籍証明書の写し請求書等	戸籍住民課	市長	不開示	7
令和7年6月25日	介護認定に係る訪問調査、主治医の意見書	高齢介護課	市長	開示	
令和7年7月2日	固定資産税・都市計画税納付状況	市税総務課	市長	開示	
令和7年7月3日	小田原市県民税の記録	市税総務課	市長	開示	
令和7年7月24日	主治医意見書	高齢介護課	市長	開示	
令和7年8月15日	名寄帳及び関連するメモ	資産税課	市長	開示	
令和7年8月19日	防火水槽の撤去工事書類	消防総務課	消防長	開示	
令和7年8月27日	火災調査書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和7年8月29日	印鑑登録証明申請書	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）	
令和7年9月1日	救急報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和7年9月2日	介護保険料の還付書類	高齢介護課	市長	一部開示	2
令和7年9月12日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和7年9月16日	主治医意見書	高齢介護課	市長	開示	
令和7年9月24日	虐待に関する資料	障がい福祉課	市長	開示	
令和7年9月30日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和7年10月15日	住民票の写し請求書等	戸籍住民課	市長	一部開示	2
令和7年10月27日	主治医意見書	高齢介護課	市長	一部開示	2
令和7年11月4日	介護保険認定調査票及び主治医意見書	高齢介護課	市長	一部開示	2
令和7年11月18日	令和5年度及び6年度の人事評価表	職員課	市長	開示	
令和7年11月19日	救急活動報告書	消防総務課	消防長	不開示（不存在）	
令和7年11月19日	印鑑登録証明交付申請書	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）	
令和7年11月25日	平成17年度から令和2年度までの納付状況	市税総務課	市長	開示	
令和7年11月25日	個人情報保護委員会への報告書及び措置、回答	高齢介護課	市長	一部開示	7
令和7年11月26日	救急報告書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和7年12月3日	住民票写し請求書等	戸籍住民課	市長	開示	
令和7年12月3日	住民票写し請求書等	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）	
令和7年12月19日	介護認定に係る調査書類	高齢介護課	市長	開示	
令和7年12月25日	戸籍証明等請求書等	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）	
令和8年1月15日	通院交通費のタクシーの領収書	生活支援課	市長	開示	
令和8年1月19日	住宅家屋見取図	資産税課	市長	一部開示	2
令和8年1月20日	介護認定にかかわる調査資料等	高齢介護課	市長	一部開示	2
令和8年2月2日	個人市民税・県民税の納付額がわかるもの	市税総務課	市長	開示	
令和8年2月3日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和8年2月3日	固定資産税・都市計画税納付状況がわかるもの	市税総務課	市長	開示	
令和8年2月4日	住民票の写し等	戸籍住民課	市長	不開示（不存在）	
令和8年2月5日	火災の出火の原因判定書	消防総務課	消防長	一部開示	2
令和8年2月6日	名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和8年2月10日	個人市民税・県民税の納付状況がわかるもの	市税総務課	市長	開示	
令和8年3月3日	話し合いの内容がわかる書類等	教育指導課	教育委員会	開示	
令和8年3月4日	県へ提出した事故報告書等	教育指導課	教育委員会	一部開示	2
令和8年3月5日	土地・家屋名寄帳	資産税課	市長	開示	
令和8年3月17日	個人市民税、県民税の納付状況が分かるもの	市税総務課	市長	開示	
令和8年3月17日	個人市民税、県民税の納付状況が分かるもの	市税総務課	市長	開示	
令和8年3月18日	市県民税の納付状況が分かるもの	市税総務課	市長	開示	
令和8年3月25日	障害者虐待事案の内容がわかるもの	障がい福祉課	市長	一部開示	2

小田原市 総務部 総務課 情報統計係

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地 電話 0465(33)1288

発行 令和 8 年 8 月